

第十二回 参議院大蔵委員会會議録第三号

昭和二十六年十月二十六日(金曜日)午後一時五十八分開会

出席者は左の通り。

理事

大矢半次郎君

伊藤 保平君

委員

愛知 揆一君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

菊川 孝夫君

成瀬 輝治君

野澤 勝君

松永 義雄君

小宮山常吉君

田村 文吉君

菊田 七平君

櫻内 辰郎君

森 八三二君

政府委員

大蔵政務次官

大蔵省主税局長

大蔵省管財局長

事務局側

常任委員

常任委員

常任委員

説明員

大蔵省主計

局法規課長

大蔵省管財局

外園財産課長

佐藤 一郎君

佐々木庸一君

○本日の會議に付した事件

○小委員會議設置の件

○小委員の選任の件

○所得税法の臨時特例に関する法律案 (内閣送付)

○財産税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○法人税法の一部を改正する法律案 (内閣送付)

○一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計からする繰入金に関する法律案(内閣送付)

○連合國財産補償法案(内閣送付)

○理事(大矢半次郎君) これより第三回の大蔵委員會を開会いたします。

先ず請願及び陳情に関する小委員の設置につきましてお諮りいたします。

本委員會におきましては従来毎國會請願陳情の審査を便ならしめるため、小委員を設け審査いたして参りました。

が、本國會におきましてこの小委員を設けて審査の迅速を期したいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 御異議ないものと認めます。よつて請願及び陳情に関する小委員を設置することに決定いたしました。

○理事(大矢半次郎君) 次にこの小委員の選定及び小委員の選任の方法についてであります。

が、いずれも従前の例によりまして、小委員の数は六名とし、委員長において小委員及び小委員長を指名することにより一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○理事(大矢半次郎君) 速記をとめて下さい。

○理事(大矢半次郎君) 速記開始。御異議ないものと認めます。

それでは小委員に岡崎君、成瀬君、小林君、菊田君、森君を、それから小委員長に伊藤君を御指名申し上げます。

○理事(大矢半次郎君) 次に法案の審査に入りたいと思ひます。

所得税法の臨時特例に関する法律案、財産税法の一部を改正する法律案、法人税法の一部を改正する法律案及び一般會計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別會計からする繰入金に関する法律案、以上四件に關し提案の理由の御説明をお願いいたします。

○政府委員(西川甚五郎君) 只今議題となつた所得税法の臨時特例に關する法律案外三法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、すでに昨年及び本年の二度に亘り減税を断行し、國民の租税負担の軽減合理化に努めて参つたのであります。

が、我が國經濟は昨年勃発した朝鮮動乱と変動する國際情勢との影響を極めて強く受けるに至り、一方において、生計費の増高を通じて國民生活に影響を及ぼすと共に、他方において、法人収益の異常な上昇を來たす等、租税負担の配分上考慮すべき問題を生ずることとなつたのであります。

而して、本年度の租税その他の歳入におきましては、当初予算に比し相当

多額に達する自然増収が見込まれ、又昭和二十七年におきましても、本年度以上の収入を見込むことができ、今後における歳出の増加を考慮しても、なお相當の減税を實行し得る見通しを得ましたので、政府は、國民生活の安定に資するため所得税の軽減合理化を進行と共に、法人収益の状況に鑑みて法人税につき若干の増徴を行うこととし、ここに關係法律案を提出することとしたのであります。

先ず所得税法の臨時特例に關する法律案についてその大要を申し上げます。

所得税につきましては、最近における物価の動向と國民租税負担の現状に鑑み、その負担の一層の軽減合理化、特に低額所得者の負担の軽減を図ることとしたのであります。

即ち先ず基礎控除につきましては、現行三万円を五万円に引上げ、扶養控除につきましては、現在扶養親族一人につき一律に一万五千円となつておりましたのを、扶養親族三人までは一人につき二万円に引上げると共に税率につきましては、現行の課税所得五万円以下百分の二十に始まり百万円を超える金額に對する百分の五十五に至る税率適用上の階級区分の刻みをゆるやかにし、八万円以下百分の二十、八万円を超え十二万円以下の金額百分の二十五、以下順次通算して最高二百万円を超え金額百分の五十五と改めることとしたのであります。

以上を改正し、先に述べました主税價格の引上等を考慮して、おおよそ本年八月に遡つて実施することとしたのであります。

而して、給與所得者に対する源泉徴収については、本年十一月一日以降支給される給與から改正後の控除税率によることとし、八月から十月までの間の源泉徴収額の過納額は本年の年末調整において調整することとしております。

又申告納税の所得者については、右の改正を本年八月に遡つて実施する結果、本年分の基礎控除を三万八千円に、扶養親族三人まで一人につき一万七千円に、それより引上げると共に、税額の計算は本年八月に遡つて改正税率を適用したものと作成了た簡易税額表によるものとしたしております。

なお、不具者控除、老年者控除、寡婦控除及び勤労学生控除につきましては、現在一万五千円を所得から控除することとしておりますが、今回その性質及び税額計算上の便宜を考慮して、これを税額控除に改め、年四千円を税額から控除することとしたのであります。

この結果、低額所得者については現在の所得控除よりも若干有利となるのであります。

次に退職所得につきましては、昭和二十五年における改正により、収入金額から十分の一・五を控除した上変動所得として平均課税を選択し得ることとしていたものであります。

が、今回その税負担の軽減と課税の簡素化を図ることとしたのであります。

即ち、昭和二十七年一月一日以後支給される退職所得については、他の所得と総合せず分別して課税し、その収入金額から十五万円

先づ、税率につきましては、普通法人について、現行百分の三十五を二割かた引上げて百分の四十二とし、昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度分の法人税から適用することとしたしております。なお、協同組合等の特殊法人及び公益法人の収益事業に対する税率につきましては、その実情に鑑み、現行税率通りに据置くこととしております。

の財産に限り更に今後三カ年間に於いてその帰属が明らかになつた際に課税し得ることとしてゐるのであります。

以上三法律案につきましてその大要を申し上げますが、これらの改正措置により、所得税においては、源泉徴収の所得税で三百六億八千三百万円、申告納税の所得税で百億八千九百万円、合計四百七億七千二百万円の減収を生ずる見込であり、法人税においては二

おその内容について若しも詳しい説明を受けたいたしますれば、主計局法規課長の佐藤君が見えておりますからやつて頂きたいと思いますが、如何でございましょうか。

○野澤勝君　今四案の説明があつたのでしよう。

○理事(大矢半次郎君)　提案の理由の説明があつたのですが、そのほかなお

つてあります。これにつきましては、その八億をどう処理するかということについて法律上何ら措置がいたしてございませぬ。で、今回補正予算を提案いたします際に、この八億円を財源の一部といたしまして補正予算を組んでおりますので、特にこの法律を提案いたしまして組入の権限を得たいと、こういう意味の法律でございます。昭和二十五年の剰余金でございましたの

たのでございますが、更に前回の改正以後物価等が少し上りまして、一層の調整を必要とする事情が生じたので、今回できる限り所得税につきまして減税を行うという趣旨で立案いたしているでございます。

先ず所得税につきましては申し上げますが、所得税につきましては、すでに御承知の通り基礎控除を三万円から五万円に引上げ、これが一番収入に大きく

る点が多いのじやないかということ考をしまして、今回相当大幅な軽減を図るという趣旨で改正をいたそうというのでございす。即ちほかの所得と退職所得を全然分けまして課税するというのが一つ、退職所得の金額から十五万円の基礎控除を全面的にする。従いまして十五万円以下の所得には税金は全然かからなくなる。十五万円以上でありまして、十五万円控除いたしまして、控除した残りの金額の半額を課税所得にいたしまして、それに先ほど示しました税率を適用しましたものを税額にするということにいたしましたのでございす。例えば二十万円の退職所得でございす。二十万円から十五万円を引きまして、五万円になります。その五万円を更に半分にいたしまして、二万五千円に對しまして百分の二十、二万五千円は課税所得八万円以下でございすから非常に低い適用を受ける。二万五千円に百分の二十を乗じました五千円、これが退職金二十万円の場合の税額になるというのでございす。相当大幅な軽減になるのでございす。負担の軽減は後ほど更に申し上げます。これは昭和二十七年一月一日以後支給される分から適用するのでございす。最近までは変動所得として五分五厘の方式で課税をすることにしたしておりますが、現在に比べますと課税はよほど軽減になります。

従いまして昭和二十六年中にやめた人との間に、やめた人が若干不利じやないかという点が考えられますので、現在退職所得につきましても一割五分を控除しまして、平均課税いたしておりますのを、三割控除いたしまして平均課税にする、こういうことに経過的には措置したいと思つております。従いましてすでに課税になった人も或いは若干返さなければならぬ人も出て来るかと思ひますので、ほかの所得と全部通算いたしまして、これを確定申告の際に清算することにしたしてある次第でございす。

それからその次は配当所得につきましては現在源泉課税はいたしてないのでございす。どうも配当所得の総合と申しますか、申告と申しますか、それが十分行われていない憾みがございますので、今回ひと先ず源泉として百分の二十だけは徴税して置きまして、ただこれは徴税の便宜上の問題でありますから、申告の際に配当を総合して計算したいという意味から二十だけは控除して課税する、こういう制度を採用することにいたしましたのでございす。これは主として配当所得に對する適正な課税をしたいという趣旨でございす。實質の負担には影響ございせん。ただ今まで名義書換等を行わないでいる人の場合におきましては課税漏れになつておりますのが、二〇%は少くとも課税するという結果に相成るかと思ひます。なおその他所得税につきましては、若干法文では細目改正いたしている点もございす。それは又別途の機会に御説明申し上げます。その点は主なる点は以上の点でございす。

次は法人税でございす。法人税につきましては税率を百分の三十五から四十二に引上げることにしたのでございす。ただこの農業協同組合とか或いは公益法人で収益事業を営んでいられるものにつきましては、昨年の改正で一般の税率と同じようにい

たしたのでございす。どうもやはりこういう組合等の最近の実状からいたしますと、若干下廻つた課税をするのがこの際としては適當ではなからうかと考えられましたので、この分は現行通り据置ぐことにいたしましたのでございす。法人税を増税しました趣旨は皆さん御承知の通り、最近法人の業績が非常に成績がよくなつておりますので、この程度の引上げは安当じやないかと考えた次第でございす。なお業績等につきましては、後ほど歳入のところで若干補足しまして申し上げます。この一年間で我が国の法人企業は非常に回復と申しますか、業績を上げていられるように見受けられるのでございす。それからその次は法人税の増税に関連しまして、更に合理化

する部分の合理化しようという趣旨からいたしまして、第一は法人税の納期につきまして、徴收猶予の特例を認めたいのでございす。即ち現在御承知の通り事業年度ごとにその事業年度の税金を事業年度終了後二月以内に全部納めることになつておりますのを、その半額だけ、各事業年度の分の税金の半額だけに三月延ばすことができるといふことにいたしてあります。但しこの場合におきましては四割の利子税を納めてもらふ、こういう考えでございす。四割の利子税を納めるといふことでありますれば、税務署に申請をしてもらいますと機械的に三月、半額だけは延ばせる、こういう趣旨でございす。現在法人で相当三月——九月の決算が片寄つておりました、一時に納税資金の需要が殺到する等の事情もございすので、このような制度を設けますとその辺がよほど緩和できるのじ

やないかという考えでございす。ただ納税資金にそれほど困つていない法人の場合におきましては、まあやはり各事業年度ごとに納めて頂くのがいいのじやないか。納税資金の調達に若干困難を感じられるような向きも四割利子を拂つて延ばす、こういう趣旨で四割の利子税を徴したほうが安当じやないかということでもこのようないかにいたしておるのでございす。

それから次は退職手当積立金でございす。青色申告を提出します法人の退職手当積立金につきましては、その積立てた年度の損金に算入しよう。現在は御承知の通り現実に退職金を拂つた事業年度の損金にいたしておりましたが、積立てた事業年度におきましては損金にいたしていません。それを積立てた事業年度の損金にしようというのでございす。ただ無條件に認めますと非常に乱に流れてしまつて得ませんので一定の条件を付する考でございす。條件といたしましては、一つは労働協約などによりまして退職金の支給が雇主に義務付けられていふことが一つ、それからいふ一つはその退職手当積立金の半額程度を預金その他の形で資金としまして確保して置く。こういうような条件を備えた場合におきまして損金に算入するといふことにいたす考でございす。

きることになつておるのでございす。が、又これは相当広汎な産業の範圍に亘りまして一定の機械等を取得した場合におきましては一般的に適用いたしておるのでございすけれども、更に各種の産業の中で近代化の必要、合理化の必要顯著な重要産業につきましては機械等を取得した年に半額特別償却ができるという制度を採用したらどうかと考へるのでございす。但しこのほうは別途産業合理化法で、又は企業の近代化法、まあそういうたような法案との関係も非常に緊密でございすのでこの改正はそういう法案と一緒に提案いたしまして御審議を仰ぐ考でございす。或いは衆議院の提案になることにもなるかも知れないと思つておりますが、まあ大體政府といたしましてはこういうことをいたしたいという考でございす。

法人税の改正の主な点は以上の点でございす。が、なお税法といたしましては財産税の改正は先ほどの提案理由の説明で明らかでございすので特に補足して申し上げることはございせん。このほかに租税特別措置法の改正を目下立案いたしておりますが、なお最終的には確定的になつていない部分もございすので、若干遅れるかと思ひます。今回提出いたします法案の主な事項はそのような点でございす。なお條文の個々につきましては若干の改正がございす。その詳細も又別途の機会にいたしたいと思ひます。それから所得税の中で現在扶養親族の控除は納期までに申請するといふことを條件にいたしてあるのでございす。が、控除によつて所得税が、納税義務

する所得税はこの九頁の一番下の改正案という欄に示しました表の通りになるのでございます。即ち二十万円の揚合は先ほど申し上げましたように五千円、十五万円以下はかかりません。十五万円以下の場合には現在にかつておりますが、二十万円の場合に五千円、三十万円の場合に一万五千円、五十万円の場合に四万二千五百円程度でございまして相當な負担の軽減になつております。ここに上に現行として計算いたしましたおりましますのは退職の年の総算いたし、退職金が一千万円もつた場合、その以後、これは十万円というのは丁度六月に退職いたしましたして半分所得をもらつておるといふことを予定して計算いたしてあります。従ひまして今までの所得から見ますと二十万円の所得のあつた人が十万円ももらつた場合といふことになるのでありますが、そういう設備を設けまして計算して見ますとここに書いてありますような負担になつていくわけでございます。例えば三十万円で退職後十八万円でございますから、今まで三十六万円の年所得があつて三十万円の退職金をもらつた人の場合は現在では五カ年間を通じまして五万四千七百円、最初の年には六万二千八百六十円でございしますが、通算いたしますと五万四千七百円になる。ところが、改正後は一万五千円と相成る次第でございします。ただ現在は今申しましたように所得が減つたか殖えたか、それによつて大分違つて参りますので、いろいろな場合がございしますが、これは先ず年の丁度真中頃におきましてそれ以後退職する前の所得の半分ぐらいになつた場合でございしますが、所得が、こ

れよりも所得の多い場合はこれより高い負担になつております。反対に所得がなくなつてしまつた人の場合にはこの表で示したよりも低い負担になるのであります。一つの計算例として示したわけでございまして、大体所得税に關する負担の変更はそのくらいな点でございまして。

それから法人のほうも税率を四二に引上げておるのでございまして、よく世間で法人税の地方税を含めまして総負担が六〇になるといふ声があるのをごいしますが、これは機械的に計算いたしましたすと、成るほど六〇近くになる。即ち法人税が四二、それから今の法人税に對する市町村民税が所得に對しまして現在五・二五％かかつております。それに事業税二・五％、その三つを加えますと五九・二五％になる。御承知の通り事業税は實は所得の計算上経費として差引きますので、事業税込みの所得に對しましては六三％強になるのをごいしまして、六〇％よりも大分低いのでございまして、その点を補足しまして申上げておきたいと思ひます。

それから以上が改正に關する負担の概要でございまして、改正後税額がどうなるかという問題につきましては、更に別途に租税及び印紙収入補正予算の説明表という横書にしました説明をお配りいたしておりますが、それによりまして若干御説明を申し上げます。最初の二頁に当初の予算額と現行法による収入見込額、つまり改正を行なない場合の収入見込額、その差引が自然増減額になります。それとそれから改正案を施行した場合の見込額、差引減税額を表で示しておりますが、当初予算額の四千四百

四十五億に對しまして現行法による収入見込額は六千十三億一千九百萬、差引千五百六十八億千五百萬の自然増収に相成るのでございまして、この一番大きいのは法人税でございまして、法人税が八百五十四億九千八百萬程度の自然増収でございまして、その次が源泉徴収の所得税でございまして、五百七十九億一千八百萬、あと酒税が九十億六百萬、その他間接税の増収がございしますが、申告所得税におきましては若干の五十二億八千萬程度の減、富裕税が十三億五千萬程度の減といふことに相成つておるのでございまして、改正の結果所得税におきまして四百七十七億二千二百萬の所得税の減になります。そのうち三百六十八億三千三百萬は勤勞所得税の減でございまして、申告の減が百億八千九百萬ほどになります。で法人税は来年度の一月一日から以後開始する事業年度から適用します關係上本年度の収入は僅かでございます。来年度の三月份分は、二月、三月以後の分はこれは来年度の収入になりまして本年の収入になりませんので、本年度分は僅少でございます。その裏の、次の四頁の裏に少し細かいことがございまして、右の減税額のうち基礎控除の引上げによりまして、所得税が二百四十二億八千八百萬減るのでございまして、扶養控除の引上げによりまして百億八百萬、税率の改正で六十二億九千九百萬、合せてこの三つの改正で四百五十八億八千七百萬、配当所得は源泉課税をいたしますの

なればわかります通り大部分は基礎控除の引上げが一番大きい、その次は扶養控除の引上げでございまして、それで而も源泉のほうも基礎控除の引上げによりまして一番大きく影響いたしておりますのでございまして、この表によりましてわかりますように、低額の勤勞所得のこの基礎控除と扶養控除は下のほうに一番強く響くわけでございしますが、所得者の負担減が全体として一番大きくなつておるといふことが言ひ得るかと思ひのであります。

それから法人税、自然増収を生じました法人税の状況を若干申上げておきたいと思ひます。歳入の積算の基礎につきましては相當詳細にここに説明いたしておきましたので、その内容を御説明申上げるのは省略いたしたいと思ひますが、一番収入の大きな法人税につきましては、最近の会社の事業の成績を十分に調べまして実定いたしましたのでございまして、それで大体主な法人百四十社につきまして最近の状況及び下期の見通しを計算いたした見込でございます。百四十社の分の昨年の下期の利益が二百九十七億、それに対して今年上期の実績が七百一億、従いまして約二倍三割五分になつておる。つまり二・三五の増、二倍半まで行きますが、二倍三割五分に増加しております。そのほかこの各社につきまして大体九月の決算の見込をとりましたところが、少くとも上期の九〇％程度の決算になるだろう、そういうのを元にしまして調査課所管と申しますか、資本金二百萬圓以上の法人の利益を推計しております。それから小法人の分はこれはちよつとこの率で伸びるというところは望めませんので、生

産物価等の動向からいたしまして、昨年度から七割程度利益を挙げたおる、こういう前提で計算いたしまして法人税の自然増収を見込んだのでございまして、法人税はすでに予算も当初予算を九月末で一五％ほどオーバーしておる、予算以上に入つておる。この点は先般の国会でも大分ものと殖えるのじやないかという御意見もございまして、まさにその通りにはなりませんが、非常に成績が挙つておるようでございます。これは経済指標が雄弁に物語つておると思ひますが、その辺は省略することにしたしまして、法人につきまして大体全法人の利益状況がどうなつておるかといふことを推計いたして見たわけでございまして、それによりまして減価償却を差引きます前の利益、これが昭和二十五年年度が二千、この資料はまだ整理する暇がございせんのでまだ印刷にはしてありません。後ほど印刷いたしましてお配りいたしたいと思ひますが、申上げますと、償却前の会社の利益が二十五年年度は二千六百八十五億でございしたのが、二十六年年度は六千七百九十九億でございまして、もう一つ前の二十四年度は千九百九十四億でございまして、これはもう実績で二十四年度のところは千九百九十四億、従いまして償却前の利益は昨年は一昨年の倍以上になり、本年も更に倍以上になる、こういうふうな非常に顯著な改善でございまして、それに償却金額も大幅に増加いたしましたのでございまして、これは再評価の合理化によりまして殖えましたものと、近代化等の特別償却をやりましたために殖えましたのといふこと、事

情がございまして、その金額が昭和二十五年年度が五百五十九億四千萬でございしたのが、二十六年年度は千五百五億四千萬と見ております。もう一つ前の二十四年度は再評価がいたしてありますので僅か百五十九億、つまり一昨年は百五十九億程度の償却であつたのが、本年は千五百五億程度の償却になつて、その償却を差引きました課税所得の利益であります。その利益が昨年は二千二百二十五億に對しまして、今年は四千九百六十四億に増加いたしました。それから法人税や市町村民税を差引きました税金を拂つた残りの利益も相當増加いたしました。配当金も昭和二十五年年度は百八十四億でございしたのが、本年は五百七十五億に増加すると思ひますが、配当、それから賞與、その他の社外に出す分を差引きますと、会社の積立金になる部分が、昨年は九百四十二億程度でございしたのが、今年は二千四百七十七億に増加する。これは二百四十七億七千七百圓に増加する。従いましてさつきの償却と社内の積立金と合しますと、昨年は千二百二億圓程度の広い意味の社内留保ができたのが、今年は三千五百九十二億圓程度の会社の自己資金の蓄積ができる、こういうことに大體なるものと見ております。而もこれは今申上げましたように、下期の決算も上期の決算も大体九割程度押さえて計算いたしておるような次第でございまして、先ずいろいろな事情もございしますが、十分などではないかといふことがあておるのではないかと、朝鮮動乱後、法人の我が国の企業の状態も著しく改善されつたといふことは言ひ

情がございまして、その金額が昭和二十五年年度が五百五十九億四千萬でございしたのが、二十六年年度は千五百五億四千萬と見ております。もう一つ前の二十四年度は再評価がいたしてありますので僅か百五十九億、つまり一昨年は百五十九億程度の償却であつたのが、本年は千五百五億程度の償却になつて、その償却を差引きました課税所得の利益であります。その利益が昨年は二千二百二十五億に對しまして、今年は四千九百六十四億に増加いたしました。それから法人税や市町村民税を差引きました税金を拂つた残りの利益も相當増加いたしました。配当金も昭和二十五年年度は百八十四億でございしたのが、本年は五百七十五億に増加すると思ひますが、配当、それから賞與、その他の社外に出す分を差引きますと、会社の積立金になる部分が、昨年は九百四十二億程度でございしたのが、今年は二千四百七十七億に増加する。これは二百四十七億七千七百圓に増加する。従いましてさつきの償却と社内の積立金と合しますと、昨年は千二百二億圓程度の広い意味の社内留保ができたのが、今年は三千五百九十二億圓程度の会社の自己資金の蓄積ができる、こういうことに大體なるものと見ております。而もこれは今申上げましたように、下期の決算も上期の決算も大体九割程度押さえて計算いたしておるような次第でございまして、先ずいろいろな事情もございしますが、十分などではないかといふことがあておるのではないかと、朝鮮動乱後、法人の我が国の企業の状態も著しく改善されつたといふことは言ひ

る必要が生じたので、余り補償の
ことにつきまして細かいものを條約

であるものでありますが、これは戦時行為ではなしに、先ほども触れました戦争中日本人には課せなかつたけれども敵国だけを相手にして特に課した敵産管理法その他の戦時特別措置、その措置自体によつて加えられた損害、その損害を補償する、こういうのが第二の原因として掲げてございます。これは例えは敵産管理人自身が管理の仕方が悪くて損害を與えたとか、或いは工業所有権戦時法というような法律で、連合国人の特許権をどん／＼取消したり、或いは或る人に限つて特許の使用権を認めておつたのを、日本政府が構わずに不特定の多数に専用権を認めて、又どし／＼連合国人の特許を使わしたというような特別措置、更にこの敵産管理の結果第三者に売却された、その第三者が乱暴な取扱をしたために連合国人の財産をなくしてしまつたという形になると思ひます。原因の第三番目はこの四條の五号に掲げてあるもので少しずれてゐるような感じもいたしますが、結局は同じでございます。連合国人の財産が日本人に処分されて、それが更に平和條約ができるまでの間に連合国の占領軍によつて接収された、接収された結果特定の損害を受けた、その損害に対する救済はその財産のタイトルが、名義が日本人になつてゐるために日本人だけが補償を受ける。例えは日本人が接収に対する反対給付をもらつて、それに保険を付けて、それが火事で焼けて保険金は日本人がもらつた、その本當の持主である連合国人に対しては先ず現在まで如何なる救済の方法もないというやうな形になるわけでありまして、これもおかしい話で、連合国軍の財産を補償するに

すれば、日本人が保険金をもらつたり、或いは接収の対価をもらうのは日本人としても／＼敵産管理人に金を拂つて、それで自分の本當の所有権に今日までしてゐるわけでありまして、それはそれで正当でしようが、連合国人に対して何らかの救済をしなればならぬということにもなるわけでありまして、且つ又平和條約の十九條の(a)項とか、(d)項とかいう、日本人は連合国人に対しては一切の戦争請求権を放棄するとか、或いは占領中占領軍の日本国民等に與えた損害等につきましては、裁判上の請求や何かをしないうというやうな事項があります。そういうの裏腹の關係になります。第五号の占領軍による特定の損害というものが加えられてゐるのであります。以上申し上げました第三條と四條が補償の原則と申しますか、補償の範圍を、條約を更に詳して限定したてゝありまして、先ほど述べましたように三條、四條を設けるにつぎましては、日本側の負担を軽くするためにこの法律案を連合国側と折衝いたします際に、日本側の立場や苦衷を述べまして、できるだけ絞つてもらいたいという趣旨でございまして、必ずしも十分に限定し得なかつた、更にもつと小さく限定すればそれに越したことはなかつたかと存じますが、ここまで絞るといふのもやつとであつたやうな状態でございまして、それからその次の規定事項になります。損害額の算定方法ですが、これは先ほどから申し上げましたように、各財産ごとに規定してあるものであります。いろいろ書いてございしますが、結局は原

理は同じであります。要するに開戦時にあつた連合国人の財産を開戦時と同じ状態に返す。返せん場合にはその差損を補償する。こういう趣旨でございまして、連合国人の財産を返すことが先ず第一で、返したものが開戦時よりも状態が悪くなつた場合に、返還した際における状態を開戦当時の状態に戻す。その戻すために必要な金額といふものを補償時の物価等で計算して損害を算出する、こういう趣旨でございまして、又返せなくなつてしまつたものについては返還時といふものがございまして、返還時の状態を開戦時の状態に戻すといふことができませんから、かような返還できないやうなものにつきましては、現実に補償する際において開戦時と同じやうな状態のものゝを新たに取得する分の補償でございまして、又特別の場合において連合国人の財産そのものは戦時中管理、処分をしなければならぬ、ただ連合国人の身体について特別の拘束を加えたといふやうな場合には、これは先ほど申し上げましたように補償の範圍に入つて行きます。その場合には財産は返す必要はない。日本側でこれをセクウェスターしておかないのでありますから、返す必要はないが、損害だけ補償するといふ場合も出て参ります。かような場合には講和條約の発効時といふのをとらえまして、その発効時の状態をとらえまして、開戦時と同じやうな状態にして返すために必要な金額を補償額とする。こういうやうな建前になつてございまして、ただ株式等につきましては特別の規定がございまして、連合国人の株式は何百万株かございまして、戦時中おひねこれに敵産管理に付しまして処分

したわけでありまして、今日すでに行われております連合国人財産の返還に関する政令によりまして、この株式についても返還はいたしております。一株額面五十円の株式を返還すれば、一応株式自体については完全な返還が行われますけれども、この返還された際の株式を以て代表する会社の状態が開戦時と非常な違つてゐる。開戦時に会社が所有しておつた財産が戦争の結果非常な損害を受けておれば、それを代表する株式といふものはそれだけ中身の価値が下つてゐる、こういう趣旨の下に、株式についてはたとえ株式そのものを返還しても、会社そのものの損失を一遍洗つて見て、その会社の損失を連合国人の持つてゐる株数といふものが、拂込金額にプロラートで割り掛けられて、その分を旧株式の所有者である連合国人に補償するといふ仕組になつております。あとでも申しますが、それらの場合無條件にそうするのはなくして第十二條等におきまして、会社の損失を計算する際に、いろいろものを差し引いて決して補償のし過ぎにならないやうにいろいろ工夫をいたしてございまして、それから第三の補償金の支拂、或いは請求の手續に関する事項であります。ここで先ず申し上げねばならぬのは、第二として申し上げましたこの連合国財産について算定した損害額といふものと、日本政府が補償する補償額といふのは觀念上違つてございまして、損害額といふのは算定しました上、それからいろいろ金額を控除してその残を補償する、こういう仕組をとつております。例えは具体的に損害額がありまして、同じ連合国人が他

の場合において財産上の利益をすでに受けておるといふ場合には、受けたものを差し引いて残だけを補償するといふやうな仕組がとつてありまして、この点につきましても、他の講和條約等において実施の際に非常に問題があると思はれる事項をあらかじめ打合せの上取入れまして、損害額といふものは必ずしも補償額ではない。補償額といふものは損害査定額マイナスアルファといふものが補償額になるのだといふことを誤解のないやうに諷つてあるのであります。さうにして補償金の額がきまるのであります。補償金を補償するにつきましては連合国人側の補償金の請求を待つて、初めて日本政府は補償するといふ建前をとつておるのであります。この補償金の請求期限は條約の効力が発生しました後十八カ月に限る、十八カ月以内に、補償金の支拂請求をしない場合には、請求権を放棄したものとみなして、日本側は補償をしないという規定を十五條等に置いてございまして、これは返還の場合でも同じであります。返還のほうは條約にその規定がございまして、條約が効力を發効して後九カ月以内に限つて連合国人は返還の請求ができる。日本政府がその返還の請求を受けた後に六カ月以内に返還を實行する。九カ月以内に返還の請求がない場合には、残つておつた連合国人財産については日本政府において自由な処理方法をきめるということが條約十五條にあるのでございしますが、補償についても同じ趣旨の規定を設けております。この点はイタリヤ條約における補償の規定、或いは返還の規定とはかなり違つておりまして、日本との平和條約のほうが進ん

で、おると申しますが、日本側にとつて利益に規定されておるのでありまして、イタリーの條約におきましては、返還の義務、或いは補償の義務というものはイタリー政府の当然の義務とされまして、相手側の請求がなくて、イタリー政府自身が進んで返還しなければならぬ、自分で損害を査定して補償しなければならぬ、一定の期間までにイタリー政府のほうから返還なり補償なりを履行しない場合には、今度は更に期限を付けて連合国人はイタリー政府のほうに請求を持出せる、こういうふうな規定になっておりますが、我がほうの法律案及び條約におきましては、初めから相手側の請求を待つて、請求期限の到来を待つて打切る、こういうふうな仕組になつております。なお補償の原則のところでも申し忘れましたが、返還と補償との関係におきましては、仮に財産に損失があつた場合に、日本側が請求に応じて何でも補償することをしないで、先ず返還の請求をさせる、そして例え損失を受けたものでもそれを連合国に引取つてもらふ、損害を受けた部分だけ補償するという趣旨の下に、返還の請求をしない場合には補償の履行は日本側はしない。必ず先ず返還、裏から言いますと、返還の請求をしない場合には補償請求権を放棄したものと考えるというふうな規定を第三條に織込んでございます。

それから補償の支拂でございますが、これは第十七條あたりが主なる内容に相成りますが、すべて円貨で日本国内において支拂う、それを海外にいる連合国人等が送金を受ける場合には、無條件送金を無論認めるわけでは

ないので、すべて日本人の送金と同じように、外国為替管理法の適用を受け送金の申請をして、日本の為替状態が許すならば認めて、一応は国内における円貨支拂を以てすべて解決するというこゝにいたしております。尤もこの十七條にも第二項がございまして、元來連合国人の財産自体が外貨であるもの、言葉を換へますと、外貨表示による金銭債権とか、或いは外貨表示の公社債というふうなものを持つておつて、それを敵産管理その他で日本側が処分して、その分を補償しなければならぬというふうな場合には、財産そのものがつまり外貨でありますから、これは對しては原則として日本政府がやはり財産の実体である同一外貨を以て補償しなければならぬということを承認いたすことになつております。これは他の條約の側においても同じであります。ただその場合にも、無條件で直ちに外貨を以て補償するのではなくして、外貨を以て補償することを承認するが、併しその支拂方は日本の為替状態の許す最も速かな時期において外国為替に關する法令の規定に従ひ請求権者が補償金の外貨による支拂を受けることができるようにする、こういうことにいたしております。結局は円貨で支拂を受けたものと余り違わな

い。やはり日本の外貨ポジション次第によつては外貨になるけれども、状況によつては補償金の外貨支拂を保留するということにいたしております。この場合、十七條に第三項を設けまして、さうして面倒臭いことになるならば、円貨で支拂を受けて結構だという話し合いがついた場合には、外貨表示の財産でも円貨で支拂つて補償を打切るという規定が置いてございます。なお十九條という規定を設けまして、支拂の金額の一年計年度に制限をいたしておきます。又後に申述べますが、大体補償金の要支拂額というものは、今日の状態において推測して見ますと、先ほだ期限内の請求の問題がござりますが、期限内にすべての連合国人が請求して來たとして、それに対して誠実な補償をしたとした場合に、大体その金額は二百億乃至三百億の範圍にやなからうか。一応我々の机の上の試算では細かい数字を出して二百六十二億というふうな数字を出してあるものでありますが、大体二百億乃至三百億くらいだろ、大体さう大きな金額にはならぬのであります。それにいたしまして、一會計年度百億以内というところで支拂をする、そういうことにずらして參照、こういう規定を置くことを連合国側と打合せの上規定が置かれたことになつております。その他の事項につきましても、細かい手続的の事項、或いは日本側の損失補償決定通知額に對して異議がある場合の救済規定がござりますが、おむね事務的の規定でござりますので特に説明を省略いたします。

次に補償に關するいろいろな数字でござりますが、補償総額は只今申し上げましたような金額になるのであります。が、大体の中で補償を受ける大口の国は、米國が一番多くて、その次が英國、あとはよほど細かいようでありまして、又先ほどの十七條の二項によりまして、仮に外貨で支拂う分が出たとしても、その金額はおおむね全体の二百億乃至三百億の金額としまして、その二割程度以内じやなからうかと想像いたしております。これらの数字の詳細につきましては、かなり大ざっぱなものでもござりますが、お手許に先ほど配付したて頂くようにお願いいたしておきますが、続いて外國財産課長の佐々木君から数字について説明いたしたいと思ひます。

○説明員(佐々木 君) お手許に御配付いたしました「連合國財産補償法案参考資料」について概略御説明申し上げます。補償の対象になり得る財産とは、資料の摘つております敵産管理に付された連合國財産でございます。敵産管理に付されたものにつきましては、敵産管理人が管理財産目録というものを作つておりましたので、これを集計して作成いたしました。敵産管理に付された財産も補償の対象になるわけでございますけれども、身体の自由を拘束せられたか、乃至は財産について特別に敵國人として不当な処分がなされたかというところは、申請を待たなければならぬこととは、申請という状態におきまして、この表からは一応省いてござります。敵産管理せられた連合國財産といたしましては、當時の十七年頃の評價といたしまして、總数は一番上の欄の一と書いてあります。「敵産管理に付された連合國財産」の計の一番下を御覽願いますと、四億三千七百四十四という数字になつておるようであります。これを個別に見ますと、米國二億二千二百萬圓、イギリスが一億九千九百萬圓、フランスが千三百萬圓ということになるのでござります。その他とありますのは、敵産管理法上敵國として告示せられた国は、米英蘭及びその屬領でござりますが、米英蘭の國に屬する人の管理に入つておりました保管財産も、又敵産管理法によりまして管理の対象となつておりますので、本来の所有者が英米蘭以外のものに屬しますものをその他として書いてござります。この中にはフランス人等も入つておるわけでございます。種類別に申しまして、土地が百二十一萬坪、當時の價格にして四千萬圓、建物が十三萬九千坪、當時の價格にして二千六百萬圓、動産が四千八百萬圓に上つております。株式は二百七十七萬株、當時の評価で、額面額ではござりませんが、千七百萬圓、その他でござります。これがこの補償法案によりまして補償の対象となり得る財産の主なるものだらうと考えております。そのほかに連合國人個人の財産以外に連合國の國が持つておりました財産も補償の対象になるわけでございますが、このものの数量を連合國公館として挙げてござります。連合國が日本において有しておりました大公使館、領事館がそれでございます。但しこの公館につきましては外交特權に基きまして、建物の登記というものがござりません。ござりませんために坪数で表示することはできません。總計では百十萬所あつたことになつておりますが、まだ調査の行届かぬ不明なものもござります。この百十萬ありましたものうちで、連合國が所有權そのものを持つておりましたものは更に少うござりまして、二十三萬所が連合國の所有に屬したものであつたということになつております。借家が七十七ござりまして、これ

七号、以下「法」という。第九條の規定により計算した總所得金額

(以下「總所得金額」という。)が一
万七千円以下である者を、法第八

條第一項本文に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）とみな

す。
(退職所得に対する所得税の課税

標準の特例)

にこれらの性質を有する給與に對する昭和二十六年分の所得額二〇

いては、同年中の収入金額からそ

の十分の三に相当する金額を控除した金額を、法第九條第一項第六

号に規定する退職所得の金額とみなす。

（扶養控除の特例）

三三條 法第一條第一項の規定に該

当する個人に扶養親族がある場合
における当該個人の昭和二十六年

分の所得税については、法第十一
條の六の規定にかかわらず、扶養

親族一人につき一万七千円（扶養親族が三人をこえるときは、その

こえる者については一人につき一

金額から控除する。

(不具者等に対する所得控除の適用除外)

四條 法第一條第一項の規定に該當する個人の昭和二十六年分の所

得税については、法第十一條の七から第十一條の十までの規定は、

適用しない。
(基礎控除の特例等)

五條 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭

和二十六年分の所得税について

は、法第十二條第一項の規定にかかわらず、その総所得金額から三万八千円を控除する。

2 法第一條第一項又は第二項第一号の規定に該当する個人の昭和二十六年分の所得税に付いては、法第十二條第二項中「前八條及び前項」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替へて、同項の規定を適用する。

(税額の特例)
第六條 昭和二十六年分の所得税に付いては、法第十一條の三から第十一條の五までの規定並びに第三條及び前條第一項の規定による控除後の総所得金額に應じ、別表第一に定める金額を、法第十三條の規定により計算した所得税額とみなす。

2 法第十四條に規定する変動所得を有する者が、昭和二十六年分の所得税につき同條の規定による税額によることを選択する場合においては、同條第一号中「第十一條の三乃至第十二條」とあるのを、第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項と読み替へて同号に規定する調整所得金額を計算するものとし、当該調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

3 法第十四條の二に規定する各年の所得税の税額のうち昭和二十六年分の所得税の税額については、同條第一項第一号中「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に關する法律第六條第一項に規定する控除後の総所得金額」と、「第十一條の三乃至第十二條」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替へて同号に規定する調整所得金額を計算するものとし、当該調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

3 法第十四條の二に規定する各年の所得税の税額のうち昭和二十六年分の所得税の税額については、同條第一項第一号中「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に關する法律第六條第一項に規定する控除後の総所得金額」と、「第十一條の三乃至第十二條」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替へて同号に規定する調整所得金額を計算するものとし、当該調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

定する第二次調整所得金額を計算するものとし、当該第二次調整所得金額に應じ、別表第一に定める金額を同号に掲げる税額とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税に付いては、法第十五條の規定は、適用しない。

(不具者についての税額控除)
第七條 法第一條第一項の規定に該当する個人に不具者（法第八條第二項に規定する不具者をいう。以下同じ。）である扶養親族があるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から、不具者一人につき四千円を控除する。

2 法第一條第一項の規定に該当する個人が不具者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(老年者についての税額控除)
第八條 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第三項に規定する老年者であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

(寡婦についての税額控除)
第九條 法第一條第一項の規定に該当する個人が法第八條第四項に規定する寡婦であるときは、当該個人の法第十三條から第十四條の二までの規定により計算した昭和二十六年分の所得税額から四千円を控除する。

円を控除する。
(配当所得についての税額控除等)
第十一條 昭和二十六年分の所得税に付いては、法第十五條の二及び第十六條中「第十一條の三乃至第十四條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで、第十三條から第十四條の二まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第五條第一項」と読み替へて、これらの規定を適用する。

(確定申告の特例)
第十二條 昭和二十六年分の所得税に付いては、法第二十六條第一項中「三万八千円」とあるのを「三万八千円」と、「課税総所得金額」とあるのを「所得税法の臨時特例に關する法律第六條第一項に規定する控除後の総所得金額」と、同項第十二号中「第十一條の三乃至第十二條又は第十五條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項若しくは第七條第一号中「その年中における給與所得の収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下で、かつ、その他の所得の金額が一万円に満たない場合」とあるのを「その年中における給與所得以外の所得の金額が一万円に満たない場合」と、同項第二号及び第三号中「第十一條の五乃至第十一條の十」とあるのを「第十一條の五及び所得税法の臨時特例に關する法律第三條」と読み替へて、同條の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税に付いては、同年中における総所得金額が三万八千円と第三條の規定により控除を受ける金額との合計金額以下であるときは、法第二十六條

第一項及び第二項並びに第二十九條第一項及び第二項の規定にかかわらず、法第二十六條第一項又は第二十九條第一項若しくは第二項の規定による申告書の提出を要しない。但し、法第十四條の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける者については、この限りでない。

(損失申告の特例)
第十三條 昭和二十六年分の所得税に付いては、法第二十六條の二第二項及び第二項中「三万八千円」とあるのを「三万八千円」と、同條第一項第八号中「第十一條の四乃至第十二條」とあるのを「第十一條の四及び第十一條の五並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條まで」と読み替へて、同條の規定を適用する。

(控除に關する事項の申告がない場合等についての読替規定)
第十四條 昭和二十六年分の所得税に付いては、法第二十八條及び第二十九條第五項中「第十一條の三乃至第十一條の十又は第十五條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで若しくは第十五條の二又は所得税法の臨時特例に關する法律第三條若しくは第七條から第十條まで」と、法第三十三條第三項中「第十一條の三乃至第十一條の十、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十六條の二」とあるのを「第十一條の三から第十一條の五まで、第十四條、第十五條の二、第三十六條及び第三十六條の二並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條及び第七條から第十條まで」と読み替へて、これらの規定を適用する。

(確定申告書を期限内に提出しなかつた場合の申告及び納付の特例)
第十五條 昭和二十六年分の所得税

については、法第三十二條第三項中「前二條及び第四十五條の規定による第三期分の税額の所得税」とあるのを「七月予定申告書、十一月予定申告書又は修正予定申告書に記載された総所得金額（その者が第二十一條の二第十項の規定により申告書を提出したものとみなされた者であるときは、同項に規定する前年分の総所得金額に相當する額）のその年の総所得金額の見積額、その者が第四十四條の規定による更正又は決定を受けた者であるときは、当該更正後の又は当該決定に係る総所得金額）につき第十一條の三から第十一條の五まで及び第十三條から第十四條の二まで並びに所得税法の臨時特例に關する法律第三條、第五條第一項及び第七條から第十條までの規定により計算した金額から前二條及び第四十五條の規定による第一期分及び第二期分の分納額の合計金額を控除した金額の所得税」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書（法第二十六條第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。）若しくは損失申告書（法第二十六條の二第二項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。）の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六條第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六條第一項第九号中「第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書（法第二十六條第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。）若しくは損失申告書（法第二十六條の二第二項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。）の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六條第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六條第一項第九号中「第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書（法第二十六條第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。）若しくは損失申告書（法第二十六條の二第二項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。）の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六條第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六條第一項第九号中「第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年分の所得税については、確定申告書（法第二十六條第一項に規定する確定申告書をいう。以下本項中同じ。）若しくは損失申告書（法第二十六條の二第二項に規定する損失申告書をいう。以下本項中同じ。）の提出期限後に確定申告書若しくは損失申告書を提出する場合又は法第四十六條第四項の規定による決定をする場合においては、法第二十六條第一項第九号中「第三十條、第三十一條、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」とあるのを「第三十條、第三十一條、第三十二條第三項、第三十三條又は第四十五條の規定により納付した又は納付すべき所得税額」と読み替へて、同項の規定を適用する。

（給與所得及び退職所得に対する源泉徴収の特例）

第十六條 昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年三月三十一日まで

の支給に係る給與所得（法第九條第一項第五号に規定する給與所得をいう。以下同じ。）及び昭和二十六年十一月一日から同年十二月三十一日まで

の支給に係る退職所得（法第九條第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ。）に対する法第三十八條第一項の規定による所得税の源泉徴収については、同項第一号から第七号まで

中「別表第二」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律別表第二」と、同項第一号から第四号まで及び第七号中「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」とあるのを、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給與の支拂を受ける者が申告された下具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかと、同項第八号中「第十一條の六乃至第十二條」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と、「第十三條の規定により計算した税額（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五條の規定による税額。以下本條において同じ。）と、当該税額の当該合計額に対する割合（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五條の規定による税額に對する別表第一に掲げる割合。以下本條において同じ。）を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乘じて計算した金額との合計金額」とあるのを、第十五條の規定により計算した税額と、当該税額の当該合計額に対する割合（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五條の規定による税額に對する別表第一に掲げる割合。以下本條において同じ。）を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乘じて計算した金額との合計金額（当該退職所得の支拂を受ける者に申告された下具

者である扶養親族があるとき、又はその者が申告された不具者、老年者、寡婦若しくは勤労学生であるときは、当該合計金額から所得税法の臨時特例に関する法律第七條から第十條までの規定に準じて、これらの條に規定する金額を控除した金額」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年三月三十一日まで

の支給に係る給與所得及び退職所得に対する法第三十八條第一項の規定による所得税の源泉徴収については、同條第二項の規定は、適用しない。

（給與所得に対する年末調整の特例）

第十七條 昭和二十六年分の給與所得に對する所得税の法第四十條第一項の規定による充當、還付、徴収又は納付については、法第三十八條第一項の規定により徴収する所得税額の合計額が、当該給與所得の収入金額（法第三十九條第三項の規定による申告書の提出がなされている場合においては、その申告に應じ、当該収入金額から法第十一條の五の規定により控除を認められる保険料の金額を控除した金額）、申告された扶養親族の有無及びその数並びに当該給與所得の支拂を受ける者が申告された不具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかに応じた別表第三に掲げる税額に比し過不足がある場合における当該過納税額又は不足税額を法第四十條第一項に規定する過納税額又は不足税額とみなし、同項中「その支拂者がその個人に對しその年中に支拂う給與所得の収入金額が五十万円と第十一條の五乃至第十一條の十の規定により控除を受ける金額との合計金額以下である場合において、第三十八條第一項」とあるのを「第三十八條第一項」と読み替えて、同項の規定を適用する。この場合において

は、同條第二項の規定は、適用しない。

（昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日まで

の支給に係る退職所得（法第九條第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ。）及び昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日まで

の支給に係る給與所得（法第九條第一項第五号に規定する給與所得をいう。以下同じ。）に対する法第三十八條第一項の規定による所得税の源泉徴収については、同項第一号から第七号まで及び第七号中「並びに申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数」とあるのを、申告された扶養親族及び不具者の有無及びその数並びに当該給與の支拂を受ける者が申告された下具者、老年者、寡婦又は勤労学生であるかどうかと、同項第八号中「第十一條の六乃至第十二條」とあるのを「所得税法の臨時特例に関する法律第三條及び第五條第一項」と、「第十三條の規定により計算した税額（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五條の規定による税額。以下本條において同じ。）と、当該税額の当該合計額に対する割合（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五條の規定による税額に對する別表第一に掲げる割合。以下本條において同じ。）を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乘じて計算した金額との合計金額」とあるのを、第十五條の規定により計算した税額と、当該税額の当該合計額に対する割合（当該合計額が四十四万円以下であるときは、第十五條の規定による税額に對する別表第一に掲げる割合。以下本條において同じ。）を退職所得の金額又は控除後の退職所得の金額の五分の四に相当する金額に乘じて計算した金額との合計金額（当該退職所得の支拂を受ける者に申告された下具

の配當（無記名株式の配當については、当該期間内に支拂を受けた配當）又は剰余金の分配に因る所得を有するときは、法第一條第二項及び第三項の規定にかかわらず、所得税を納める義務がある。この場合において、当該所得については、法第九條第一項第二号及び第十三條の規定にかかわらず、他の所得とこれを区分し、その支拂を受けるべき金額（無記名株式の配當については、支拂を受けた金額）に對し、百分の二十の税率を適用して、所得税を課する。

2 法第一條第一項の規定に該當する個人又は前項の規定に該當する個人若しくは法人に對し、法の施行地において同項に規定する所得の支拂をする者は、その支拂の際、その支拂うべき金額に對し、百分の二十の税率を適用して算出した税額の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを政府に納付しなければならない。

3 法の適用については、前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、法第三十七條の規定により徴収して納付すべき所得税と、前項の規定により所得税を徴収する義務がある者は、法第三十七條の規定により所得税を徴収する義務がある者と、前項の規定により所得税を徴収すべき所得は、法第三十七條の規定により所得税を徴収すべき所得と、前項の納付の期限は、法第三十七條に規定する納付の期限とみなし、法第六十九條の二の規定並びに法第七十二條及び第七十四條の規定（法第六十九條の二の規定に係る部分に限る。）の適用については、前項の規定により徴収せらるべき所得税は、法第三十七條の規定により徴収せらるべき所得税とみなす。

（予定申告等に対するこの法律の適用除外）

第二十條 法第三章第一節の規定（当該規定に係る罰則の規定を含む。）の適用、昭和二十六年分の法第三十條、第三十一條及び第三十三條の規定による第一期及び第二期分の所得税の納付並びに昭和二十六年十月三十一日以前の支給に係る給與所得及び退職所得に對する法第三十八條の規定による所得税の源泉徴収については、この法律の規定は、適用しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前昭和二十六年分の所得税につき法第二十九條第一項又は第二項の規定による申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき法第四十六條第五項において準用する同條第四項の規定による決定を受けた者は、当該申告書に記載された事項又は当該決定に係る事項（これらの事項につきこの法律施行前法第四十六條第五項において準用する同條第一項から第三項までの規定又は同條第六項の規定による更正があつたときは、その更正後の事項）につきこの法律の適用により異動を生ずることとなつたときは、その異動を生ずることとなつた事項について、この法律施行の日後二月を限り、政府に對し、更正の請求をすることができ、

3 法第二十七條第七項及び第八項並びに法第六章の規定の適用については、前項の規定による更正の請求は、法第二十七條第六項の規定による更正の請求とみなす。

4 昭和二十六年分の所得税及びこれに係る滞納処分費で過法に納付したものが、この法律の規定による税額の変更又は消滅に因り過納となるにいたつた場合において、国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第三十一條（第六項第四項但書の規定は、適用しない。

別表第一 第六條の規定による所得税額表

(一)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロイ)の割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロイ)の割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロイ)の割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
500円未満	円	円	%	円	円	円	%	円	円	円	%
500	1,000	100	20	51,000	52,000	10,230	20	112,000	114,000	25,260	22
1,000	1,500	200	20	52,000	53,000	10,460	20	114,000	116,000	25,820	22
1,500	2,000	300	20	53,000	54,000	10,690	20	116,000	118,000	26,380	22
2,000	2,500	400	20	54,000	55,000	10,920	20	118,000	120,000	26,940	22
				55,000	56,000	11,150	20	120,000	122,000	27,500	22
2,500	3,000	500	20	56,000	57,000	11,380	20	122,000	124,000	28,100	23
3,000	3,500	600	20	57,000	58,000	11,610	20	124,000	126,000	28,700	23
3,500	4,000	700	20	58,000	59,000	11,840	20	126,000	128,000	29,300	23
4,000	4,500	800	20	59,000	60,000	12,070	20	128,000	130,000	29,900	23
5,000	6,000	1,000	20	60,000	61,000	12,300	20	130,000	132,000	30,500	23
6,000	7,000	1,200	20	61,000	62,000	12,530	20	132,000	134,000	31,100	23
7,000	8,000	1,400	20	62,000	63,000	12,760	20	134,000	136,000	31,700	23
8,000	9,000	1,600	20	63,000	64,000	12,990	20	136,000	138,000	32,300	23
9,000	10,000	1,800	20	64,000	65,000	13,220	20	138,000	140,000	32,900	23
10,000	11,000	2,000	20	65,000	66,000	13,450	20	140,000	142,000	33,500	23
11,000	12,000	2,200	20	66,000	67,000	13,680	20	142,000	144,000	34,100	24
12,000	13,000	2,400	20	67,000	68,000	13,910	20	144,000	146,000	34,700	24
13,000	14,000	2,600	20	68,000	69,000	14,140	20	146,000	148,000	35,300	24
14,000	15,000	2,800	20	69,000	70,000	14,370	20	148,000	150,000	35,900	24
15,000	16,000	3,000	20	70,000	71,000	14,600	20	150,000	152,000	36,500	24
16,000	17,000	3,200	20	71,000	72,000	14,830	20	152,000	154,000	37,160	24
17,000	18,000	3,400	20	72,000	73,000	15,060	20	154,000	156,000	37,820	24
18,000	19,000	3,600	20	73,000	74,000	15,290	20	156,000	158,000	38,480	24
19,000	20,000	3,800	20	74,000	75,000	15,520	20	158,000	160,000	39,140	24
20,000	21,000	4,000	20	75,000	76,000	15,750	21	160,000	162,000	39,800	24
21,000	22,000	4,200	20	76,000	77,000	15,980	21	162,000	164,000	40,460	24
22,000	23,000	4,400	20	77,000	78,000	16,210	21	164,000	166,000	41,120	25
23,000	24,000	4,600	20	78,000	79,000	16,440	21	166,000	168,000	41,780	25
24,000	25,000	4,800	20	79,000	80,000	16,670	21	168,000	170,000	42,440	25
25,000	26,000	5,000	20	80,000	81,000	16,900	21	170,000	172,000	43,100	25
26,000	27,000	5,200	20	81,000	82,000	17,150	21	172,000	174,000	43,760	25
27,000	28,000	5,400	20	82,000	83,000	17,400	21	174,000	176,000	44,420	25
28,000	29,000	5,600	20	83,000	84,000	17,650	21	176,000	178,000	45,080	25
29,000	30,000	5,800	20	84,000	85,000	17,900	21	178,000	180,000	45,740	25
30,000	31,000	6,000	20	85,000	86,000	18,150	21	180,000	182,000	46,400	25
31,000	32,000	6,200	20	86,000	87,000	18,400	21	182,000	184,000	47,060	25
32,000	33,000	6,400	20	87,000	88,000	18,650	21	184,000	186,000	47,720	25
33,000	34,000	6,600	20	88,000	89,000	18,900	21	186,000	188,000	48,380	26
34,000	35,000	6,800	20	89,000	90,000	19,150	21	188,000	190,000	49,040	26
35,000	36,000	7,000	20	90,000	91,000	19,400	21	190,000	192,000	49,700	26
36,000	37,000	7,200	20	91,000	92,000	19,650	21	192,000	194,000	50,360	26
37,000	38,000	7,400	20	92,000	93,000	19,900	21	194,000	196,000	51,020	26
38,000	39,000	7,600	20	93,000	94,000	20,150	21	196,000	198,000	51,680	26
39,000	40,000	7,800	20	94,000	95,000	20,400	21	198,000	200,000	52,340	26
40,000	41,000	8,000	20	95,000	96,000	20,650	21	200,000	202,000	53,000	26
41,000	42,000	8,200	20	96,000	97,000	20,900	21	202,000	204,000	53,760	26
42,000	43,000	8,400	20	97,000	98,000	21,150	21	204,000	206,000	54,520	26
43,000	44,000	8,600	20	98,000	99,000	21,400	21	206,000	208,000	55,280	26
44,000	45,000	8,800	20	99,000	100,000	21,650	21	208,000	210,000	56,040	26
45,000	46,000	9,000	20	100,000	102,000	21,900	21	210,000	212,000	56,800	27
46,000	47,000	9,200	20	102,000	104,000	22,460	22	212,000	214,000	57,560	27
47,000	48,000	9,400	20	104,000	106,000	23,020	22	214,000	216,000	58,320	27
48,000	49,000	9,600	20	106,000	108,000	23,580	22	216,000	218,000	59,080	27
49,000	50,000	9,800	20	108,000	110,000	24,140	22	218,000	220,000	59,840	27
50,000	51,000	10,000	20	110,000	112,000	24,700	22	220,000	222,000	60,600	27

(二)

課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合	課税総所得金額、調整所得金額又は第二次調整所得金額(イ)		税額(ロ)	(ロ)の(イ)に対する割合
以上	未満			以上	未満			以上	未満		
222,000	224,000	61,360	27	383,000	386,000	126,690	33	548,000	551,000	200,040	36
224,000	226,000	62,120	27	386,000	389,000	127,980	33	551,000	554,000	201,480	36
226,000	228,000	62,880	27	389,000	392,000	129,270	33	554,000	557,000	202,920	36
228,000	230,000	63,640	27	392,000	395,000	130,560	33	557,000	560,000	204,360	36
230,000	233,000	64,400	28	395,000	398,000	131,850	33	560,000	563,000	205,800	36
233,000	236,000	65,540	28	398,000	401,000	133,140	33	563,000	566,000	207,240	36
236,000	239,000	66,680	28	401,000	404,000	134,430	33	566,000	569,000	208,680	36
239,000	242,000	67,820	28	404,000	407,000	135,720	33	569,000	572,000	210,120	36
242,000	245,000	68,960	28	407,000	410,000	137,010	33	572,000	575,000	211,560	36
245,000	248,000	70,100	28	410,000	413,000	138,300	33	575,000	578,000	213,000	37
248,000	251,000	71,240	28	413,000	416,000	139,590	33	578,000	581,000	214,440	37
251,000	254,000	72,380	28	416,000	419,000	140,880	33	581,000	584,000	215,880	37
254,000	257,000	73,520	28	419,000	422,000	142,170	33	584,000	587,000	217,320	37
257,000	260,000	74,660	29	422,000	425,000	143,460	33	587,000	590,000	218,760	37
260,000	263,000	75,800	29	425,000	428,000	144,750	34	590,000	593,000	220,200	37
263,000	266,000	76,940	29	428,000	431,000	146,040	34	593,000	596,000	221,640	37
266,000	269,000	78,080	29	431,000	434,000	147,330	34	596,000	599,000	223,080	37
269,000	272,000	79,220	29	434,000	437,000	148,620	34	599,000	602,000	224,520	37
272,000	275,000	80,360	29	437,000	440,000	149,910	34	602,000	605,000	225,960	37
275,000	278,000	81,500	29	440,000	443,000	151,200	34	605,000	608,000	227,400	37
278,000	281,000	82,640	29	443,000	446,000	152,490	34	608,000	611,000	228,840	37
281,000	284,000	83,780	29	446,000	449,000	153,780	34	611,000	614,000	230,280	37
284,000	287,000	84,920	29	449,000	452,000	155,070	34	614,000	617,000	231,720	37
287,000	290,000	86,060	29	452,000	455,000	156,360	34	617,000	620,000	233,160	37
290,000	293,000	87,200	30	455,000	458,000	157,650	34	620,000	623,000	234,600	37
293,000	296,000	88,340	30	458,000	461,000	158,940	34	623,000	626,000	236,040	37
296,000	299,000	89,480	30	461,000	464,000	160,230	34	626,000	629,000	237,480	37
299,000	302,000	90,620	30	464,000	467,000	161,520	34	629,000	632,000	238,920	37
302,000	305,000	91,860	30	467,000	470,000	162,810	34	632,000	635,000	240,360	38
305,000	308,000	93,150	30	470,000	473,000	164,100	34	635,000	638,000	241,800	38
308,000	311,000	94,440	30	473,000	476,000	165,390	34	638,000	641,000	243,240	38
311,000	314,000	95,730	30	476,000	479,000	166,680	35	641,000	644,000	244,680	38
314,000	317,000	97,020	30	479,000	482,000	167,970	35	644,000	647,000	246,120	38
317,000	320,000	98,310	31	482,000	485,000	169,260	35	647,000	650,000	247,560	38
320,000	323,000	99,600	31	485,000	488,000	170,550	35				
323,000	326,000	100,890	31	488,000	491,000	171,840	35	650,000	1,000,000	(イ)の金額に48%を乗じて算出した金額から63,000円を控除した金額	38
326,000	329,000	102,180	31	491,000	494,000	173,130	35				
329,000	332,000	103,470	31	494,000	497,000	174,420	35				
332,000	335,000	104,760	31	497,000	500,000	175,710	35				
335,000	338,000	106,050	31	500,000	503,000	177,000	35				
338,000	341,000	107,340	31	503,000	506,000	178,440	35				
341,000	344,000	108,630	31	506,000	509,000	179,880	35				
344,000	347,000	109,920	31	509,000	512,000	181,320	35	1,000,000	2,000,000	(イ)の金額に53%を乗じて算出した金額から113,000円を控除した金額	38
347,000	350,000	111,210	32	512,000	515,000	182,760	35				
350,000	353,000	112,500	32	515,000	518,000	184,200	35				
353,000	356,000	113,790	32	518,000	521,000	185,640	35				
356,000	359,000	115,080	32	521,000	524,000	187,080	35				
359,000	362,000	116,370	32	524,000	527,000	188,520	35				
362,000	365,000	117,660	32	527,000	530,000	189,960	36				
365,000	368,000	118,950	32	530,000	533,000	191,400	36				
368,000	371,000	120,240	32	533,000	536,000	192,840	36	2,000,000円以上		(イ)の金額に58%を乗じて算出した金額から153,000円を控除した金額	38
371,000	374,000	121,530	32	536,000	539,000	194,280	36				
374,000	377,000	122,820	32	539,000	542,000	195,720	36				
377,000	380,000	124,110	32	542,000	545,000	197,160	36				
380,000	383,000	125,400	33	545,000	548,000	198,600	36				

(備考) 課税総所得金額とは、総所得金額について、災害等の控除、医療費控除、保険料控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、調整所得金額又は第二次調整所得金額とは、変動所得がある場合において第六條第二項又は第三項の規定により読み替えられた法第十四條第一号又は第十四條の二第一項第一号の規定により計算した金額をいう。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

イ 月 額 表（一）

その月の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上	未 満	税 額											給與の金額の17%に相当する金額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
5,000円未満		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	円
5,000	5,200	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850
5,200	5,400	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	884
5,400	5,600	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	918
5,600	5,800	118	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	952
5,800	6,000	152	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	986
6,000	6,200	186	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,020
6,200	6,400	220	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,054
6,400	6,600	254	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,088
6,600	6,800	288	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,122
6,800	7,000	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,156
7,000	7,200	356	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,190
7,200	7,400	390	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,224
7,400	7,600	424	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,258
7,600	7,800	458	125	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,292
7,800	8,000	492	159	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,326
8,000	8,200	526	193	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,367
8,200	8,400	560	227	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,409
8,400	8,600	594	261	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,452
8,600	8,800	628	295	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,494
8,800	9,000	662	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,537
9,000	9,200	696	363	29	0	0	0	0	0	0	0	0	1,579
9,200	9,400	730	397	63	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622
9,400	9,600	764	431	97	0	0	0	0	0	0	0	0	1,664
9,600	9,800	798	465	131	0	0	0	0	0	0	0	0	1,707
9,800	10,000	832	499	165	0	0	0	0	0	0	0	0	1,749
10,000	10,200	866	533	199	0	0	0	0	0	0	0	0	1,792
10,200	10,400	900	567	233	0	0	0	0	0	0	0	0	1,834
10,400	10,600	934	601	267	0	0	0	0	0	0	0	0	1,877
10,600	10,800	968	635	301	0	0	0	0	0	0	0	0	1,919
10,800	11,000	1,002	669	335	2	0	0	0	0	0	0	0	1,962
11,000	11,200	1,036	703	369	36	0	0	0	0	0	0	0	2,004
11,200	11,400	1,070	737	403	70	0	0	0	0	0	0	0	2,047
11,400	11,600	1,104	771	437	104	0	0	0	0	0	0	0	2,089
11,600	11,800	1,138	805	471	138	0	0	0	0	0	0	0	2,132
11,800	12,000	1,172	839	505	172	0	0	0	0	0	0	0	2,176
12,000	12,200	1,206	873	539	206	0	0	0	0	0	0	0	2,227
12,200	12,400	1,240	907	573	240	0	0	0	0	0	0	0	2,278
12,400	12,600	1,274	941	607	274	24	0	0	0	0	0	0	2,329
12,600	12,800	1,308	975	641	308	58	0	0	0	0	0	0	2,380
12,800	13,000	1,345	1,009	675	342	92	0	0	0	0	0	0	2,431
13,000	13,200	1,387	1,043	709	376	126	0	0	0	0	0	0	2,482
13,200	13,400	1,430	1,077	743	410	160	0	0	0	0	0	0	2,533
13,400	13,600	1,472	1,111	777	444	194	0	0	0	0	0	0	2,584
13,600	13,800	1,515	1,145	811	478	228	0	0	0	0	0	0	2,635
13,800	14,000	1,557	1,179	845	512	262	12	0	0	0	0	0	2,686
14,000	14,200	1,600	1,213	879	546	296	46	0	0	0	0	0	2,737
14,200	14,400	1,642	1,247	913	580	330	80	0	0	0	0	0	2,788
14,400	14,600	1,685	1,281	947	614	364	114	0	0	0	0	0	2,839
14,600	14,800	1,727	1,315	981	648	398	148	0	0	0	0	0	2,890
14,800	15,000	1,770	1,353	1,015	682	432	182	0	0	0	0	0	2,941
15,000	15,500	1,812	1,396	1,049	716	466	216	0	0	0	0	0	2,992
15,500	16,000	1,919	1,502	1,134	801	551	301	51	0	0	0	0	3,119
16,000	16,500	2,025	1,608	1,219	886	636	386	136	0	0	0	0	3,247
16,500	17,000	2,131	1,714	1,304	971	721	471	221	0	0	0	0	3,374
17,000	17,500	2,266	1,833	1,416	1,066	816	566	316	66	0	0	0	3,517

イ 月 額 表 (二)

その月の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第一号の規定による 第五号による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
17,500	18,000	2,416	1,958	1,541	1,166	916	666	416	166	0	0	0	3,667
18,000	18,500	2,566	2,083	1,666	1,266	1,016	766	516	266	16	0	0	3,817
18,500	19,000	2,716	2,216	1,791	1,375	1,116	866	616	366	116	0	0	3,967
19,000	19,500	2,866	2,366	1,916	1,500	1,216	966	716	466	216	0	0	4,117
19,500	20,000	3,016	2,516	2,041	1,625	1,316	1,066	816	566	316	66	0	4,284
20,000	20,500	3,166	2,666	2,166	1,750	1,437	1,166	916	666	416	166	0	4,459
20,500	21,000	3,316	2,816	2,316	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	266	16	4,634
21,000	21,500	3,466	2,966	2,466	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	366	116	4,809
21,500	22,000	3,616	3,116	2,616	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	466	216	4,984
22,000	22,500	3,766	3,266	2,766	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	566	316	5,159
22,500	23,000	3,916	3,416	2,916	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	666	416	5,334
23,000	23,500	4,066	3,566	3,066	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	766	516	5,509
23,500	24,000	4,225	3,716	3,216	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	866	616	5,684
24,000	24,500	4,400	3,866	3,366	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	966	716	5,859
24,500	25,000	4,575	4,016	3,516	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	1,066	816	6,034
25,000	25,500	4,750	4,166	3,666	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	1,166	916	6,209
25,500	26,000	4,925	4,342	3,816	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	1,266	1,016	6,384
26,000	26,500	5,100	4,517	3,966	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	1,375	1,116	6,559
26,500	27,000	5,275	4,692	4,116	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	1,500	1,216	6,734
27,000	27,500	5,450	4,867	4,283	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	1,625	1,316	6,909
27,500	28,000	5,625	5,042	4,458	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	1,750	1,437	7,084
28,000	28,500	5,800	5,217	4,633	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	1,875	1,562	7,259
28,500	29,000	5,975	5,392	4,808	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	2,000	1,687	7,434
29,000	29,500	6,150	5,567	4,983	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	2,125	1,812	7,609
29,500	30,000	6,325	5,742	5,158	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	2,266	1,937	7,784
30,000	30,500	6,500	5,917	5,333	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	2,416	2,062	7,959
30,500	31,000	6,675	6,092	5,508	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	2,566	2,191	8,134
31,000	31,500	6,850	6,267	5,683	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	2,716	2,341	8,309
31,500	32,000	7,025	6,442	5,858	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	2,866	2,491	8,484
32,000	32,500	7,217	6,617	6,033	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	3,016	2,641	8,659
32,500	33,000	7,417	6,792	6,208	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	3,166	2,791	8,834
33,000	33,500	7,617	6,967	6,383	5,800	5,362	4,925	4,487	4,066	3,691	3,316	2,941	9,009
33,500	34,000	7,817	7,150	6,558	5,975	5,537	5,100	4,662	4,225	3,841	3,466	3,091	9,184
34,000	34,500	8,017	7,350	6,733	6,150	5,712	5,275	4,837	4,400	3,991	3,616	3,241	9,359
34,500	35,000	8,217	7,550	6,908	6,325	5,887	5,450	5,012	4,575	4,141	3,766	3,391	9,534
35,000	36,000	8,417	7,750	7,083	6,500	6,062	5,625	5,187	4,750	4,312	3,916	3,541	9,709
36,000	37,000	8,617	7,950	7,283	6,700	6,262	5,825	5,387	4,950	4,512	4,075	3,701	9,884
37,000	38,000	8,817	8,150	7,483	6,900	6,462	6,025	5,587	5,150	4,712	4,275	3,861	10,059
38,000	39,000	9,017	8,350	7,683	7,100	6,662	6,225	5,787	5,350	4,912	4,475	4,021	10,234
39,000	40,000	9,217	8,550	7,883	7,300	6,862	6,425	5,987	5,550	5,112	4,675	4,221	10,409
40,000	41,000	9,417	8,750	8,083	7,500	7,062	6,625	6,187	5,750	5,312	4,875	4,421	10,584
41,000	42,000	9,617	8,950	8,283	7,700	7,262	6,825	6,387	5,912	5,475	5,075	4,621	10,759
42,000	43,000	9,817	9,150	8,483	7,900	7,462	7,025	6,587	6,150	5,712	5,275	4,821	10,934
43,000	44,000	10,017	9,350	8,683	8,100	7,662	7,225	6,787	6,350	5,912	5,575	5,021	11,109
44,000	45,000	10,217	9,550	8,883	8,300	7,862	7,425	6,987	6,550	6,112	5,775	5,221	11,284
45,000	46,000	10,417	9,750	9,083	8,500	8,062	7,625	7,187	6,750	6,312	5,975	5,421	11,459
46,000	47,000	10,617	9,950	9,283	8,700	8,262	7,825	7,387	6,912	6,475	6,075	5,621	11,634
47,000	48,000	10,817	10,150	9,483	8,900	8,462	8,025	7,587	7,150	6,712	6,375	5,821	11,809
48,000	49,000	11,017	10,350	9,683	9,100	8,662	8,225	7,787	7,350	6,912	6,575	6,021	11,984
49,000	50,000	11,217	10,550	9,883	9,300	8,862	8,425	7,987	7,550	7,112	6,775	6,221	12,159
50,000	51,000	11,417	10,750	10,083	9,500	9,062	8,625	8,187	7,750	7,312	6,975	6,421	12,334
51,000	52,000	11,617	10,950	10,283	9,700	9,262	8,825	8,387	7,950	7,512	7,175	6,621	12,509
52,000	53,000	11,817	11,150	10,483	9,900	9,462	9,025	8,587	8,150	7,712	7,375	6,821	12,684
53,000	54,000	12,017	11,350	10,683	10,100	9,662	9,225	8,787	8,350	7,912	7,575	7,021	12,859
54,000	55,000	12,217	11,550	10,883	10,300	9,862	9,425	8,987	8,550	8,112	7,775	7,221	13,034
55,000	56,000	12,417	11,750	11,083	10,500	10,062	9,625	9,187	8,750	8,312	7,975	7,421	13,209
56,000	57,000	12,617	11,950	11,283	10,700	10,262	9,825	9,387	8,950	8,512	8,175	7,621	13,384
57,000	58,000	12,817	12,150	11,483	10,900	10,462	10,025	9,587	9,150	8,712	8,375	7,821	13,559
58,000	59,000	13,017	12,350	11,683	11,100	10,662	10,225	9,787	9,350	8,912	8,575	8,021	13,734
59,000	60,000	13,217	12,550	11,883	11,300	10,862	10,425	9,987	9,550	9,112	8,775	8,221	13,909

イ 月 額 表 (三)

その月の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額												乙 法第 三十八條 第五号によ る税額	
		扶 養 親 族 の 数													
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人			
以 上	未 満	税 額												円	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
60,000	61,500	18,999	18,249	17,499	16,749	16,186	15,624	15,061	14,499	13,936	13,416	12,916	20,875		
61,500	63,000	19,874	18,924	18,174	17,424	16,861	16,299	15,736	15,174	14,611	14,049	13,516	21,550		
63,000	64,500	20,349	19,599	18,849	18,099	17,536	16,974	16,411	15,849	15,286	14,724	14,161	22,225		
64,500	66,000	21,024	20,274	19,524	18,774	18,211	17,649	17,086	16,524	15,961	15,399	14,836	22,900		
66,000	67,500	21,699	20,949	20,199	19,449	18,886	18,324	17,761	17,199	16,636	16,074	15,511	23,575		
67,500	69,000	22,374	21,624	20,874	20,124	19,561	18,999	18,436	17,874	17,311	16,749	16,186	24,250		
69,000	70,500	23,049	22,299	21,549	20,799	20,236	19,674	19,111	18,549	17,986	17,424	16,861	24,925		
70,500	72,000	23,724	22,974	22,224	21,474	20,911	20,349	19,786	19,224	18,661	18,099	17,536	25,600		
72,000	73,500	24,399	23,649	22,899	22,149	21,586	21,024	20,461	19,899	19,336	18,774	18,211	26,275		
73,500	75,000	25,074	24,324	23,574	22,824	22,261	21,699	21,136	20,574	20,011	19,449	18,886	26,950		
75,000	76,500	25,749	24,999	24,249	23,499	22,936	22,374	21,811	21,249	20,686	20,124	19,561	27,625		
76,500	78,000	26,424	25,674	24,924	24,174	23,611	23,049	22,486	21,924	21,361	20,799	20,236	28,300		
78,000	79,500	27,099	26,349	25,599	24,849	24,286	23,724	23,161	22,599	22,036	21,474	20,911	28,975		
79,500	81,000	27,774	27,024	26,274	25,524	24,961	24,399	23,836	23,274	22,711	22,149	21,586	29,650		
81,000	82,500	28,449	27,699	26,949	26,199	25,636	25,074	24,511	23,949	23,386	22,824	22,261	30,325		
82,500	84,000	29,124	28,374	27,624	26,874	26,311	25,749	25,186	24,624	24,061	23,499	22,936	31,000		
84,000	85,500	29,799	29,049	28,299	27,549	26,986	26,424	25,861	25,299	24,736	24,174	23,611	31,675		
85,500	87,000	30,474	29,724	28,974	28,224	27,661	27,099	26,536	25,974	25,411	24,849	24,286	32,350		
87,000	88,500	31,149	30,399	29,649	28,899	28,336	27,774	27,211	26,649	26,086	25,524	24,961	33,025		
88,500	90,000	31,824	31,074	30,324	29,574	29,011	28,449	27,886	27,324	26,761	26,199	25,636	33,700		
90,000	91,500	32,499	31,749	30,999	30,249	29,686	29,124	28,561	27,999	27,436	26,874	26,311	34,375		
91,500	93,000	33,174	32,424	31,674	30,924	30,361	29,799	29,236	28,674	28,111	27,549	26,986	35,050		
93,000	94,500	33,999	33,166	32,349	31,599	31,036	30,474	29,911	29,349	28,786	28,224	27,661	35,725		
94,500	96,000	34,749	33,916	33,082	32,274	31,711	31,149	30,586	30,024	29,461	28,899	28,336	36,333		
96,000	97,500	35,499	34,666	33,832	32,999	32,386	31,824	31,261	30,699	30,136	29,574	29,011	37,583		
97,500	99,000	36,249	35,416	34,582	33,749	33,124	32,499	31,936	31,374	30,811	30,249	29,686	38,333		
99,000	100,500	36,999	36,166	35,332	34,499	33,874	33,249	32,624	32,049	31,486	30,924	30,361	39,083		
100,500	102,000	37,749	36,916	36,082	35,249	34,624	33,999	33,374	32,749	32,161	31,599	31,036	39,833		
102,000	103,500	38,499	37,666	36,832	35,999	35,374	34,749	34,124	33,499	32,874	32,274	31,711	40,583		
103,500	105,000	39,249	38,416	37,582	36,749	36,124	35,499	34,874	34,249	33,624	32,999	32,386	41,333		
105,000	円	39,999	39,166	38,332	37,499	36,874	36,249	35,624	34,999	34,374	33,749	33,124	42,083		
105,000 円を こえる 金額		105,000 円の場合の税額に、給與の金額のうち 105,000 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額												42,083 円に、 給與の金額 のうち 105,000 円をこえる 金額の 50 % に相当する 金額を加算 した金額	
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人 ごとに 334 円を控除した金額														—	
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められる ごとにその月の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 334 円を控除した金額														—	

(備考 税額の求め方)

(1) まずその者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 334 円を控除した金額)が、その求める税額である。

(2) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が 10 人をこえる 1 人ごとに 334 円を控除した金額が、その求める税額である。

(注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

別表第二 給与所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号
及び第五号の規定による所得税源泉徴収額表）

口 週 額 表（一）

その週の 給与の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第三十八條第一項第一号の規定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以 上 未 満		税 額											
円 1,160	円未満	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
1,160	1,200	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,200	1,250	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	197
1,250	1,300	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	204
1,300	1,350	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	212
1,350	1,400	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	221
1,400	1,450	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	229
1,450	1,500	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238
1,500	1,550	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246
1,550	1,600	68	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	255
1,600	1,650	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	263
1,650	1,700	85	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	272
1,700	1,750	94	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	280
1,750	1,800	102	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	289
1,800	1,850	111	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	297
1,850	1,900	119	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	306
1,900	1,950	128	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	315
1,950	2,000	136	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	325
2,000	2,050	145	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336
2,050	2,100	153	75	0	0	0	0	0	0	0	0	0	347
2,100	2,150	162	84	6	0	0	0	0	0	0	0	0	357
2,150	2,200	170	92	14	0	0	0	0	0	0	0	0	368
2,200	2,250	179	101	23	0	0	0	0	0	0	0	0	378
2,250	2,300	187	109	31	0	0	0	0	0	0	0	0	389
2,300	2,350	196	118	40	0	0	0	0	0	0	0	0	400
2,350	2,400	204	126	48	0	0	0	0	0	0	0	0	410
2,400	2,450	213	135	57	0	0	0	0	0	0	0	0	421
2,450	2,500	221	143	65	0	0	0	0	0	0	0	0	432
2,500	2,550	230	152	74	0	0	0	0	0	0	0	0	442
2,550	2,600	238	160	82	4	0	0	0	0	0	0	0	453
2,600	2,650	247	169	91	13	0	0	0	0	0	0	0	463
2,650	2,700	255	177	99	21	0	0	0	0	0	0	0	474
2,700	2,750	264	186	108	30	0	0	0	0	0	0	0	485
2,750	2,800	272	194	116	38	0	0	0	0	0	0	0	496
2,800	2,850	281	203	125	47	0	0	0	0	0	0	0	506
2,850	2,900	289	211	133	55	0	0	0	0	0	0	0	519
2,900	2,950	298	220	142	64	6	0	0	0	0	0	0	531
2,950	3,000	306	228	150	72	14	0	0	0	0	0	0	544
3,000	3,050	316	237	159	81	23	0	0	0	0	0	0	557
3,050	3,100	326	245	167	89	31	0	0	0	0	0	0	570
3,100	3,150	337	254	176	98	40	0	0	0	0	0	0	582
3,150	3,200	348	262	184	106	48	0	0	0	0	0	0	595
3,200	3,250	358	271	193	115	57	0	0	0	0	0	0	608
3,250	3,300	369	279	201	123	65	7	0	0	0	0	0	621
3,300	3,350	380	288	210	132	74	15	0	0	0	0	0	633
3,350	3,400	390	296	218	140	82	24	0	0	0	0	0	646
3,400	3,450	401	305	227	149	91	32	0	0	0	0	0	659
3,450	3,500	411	314	235	157	99	41	0	0	0	0	0	672
3,500	3,550	422	325	244	166	108	49	0	0	0	0	0	684
3,550	3,600	433	335	252	174	116	58	0	0	0	0	0	697
3,600	3,650	443	346	261	183	125	66	8	0	0	0	0	710
3,650	3,700	454	356	269	191	133	75	16	0	0	0	0	723
3,700	3,750	465	367	278	200	142	83	25	0	0	0	0	735
3,750	3,800	475	378	286	208	150	92	33	0	0	0	0	748
3,800	3,850	486	388	295	217	159	100	42	0	0	0	0	761
3,850	3,900	496	399	303	225	167	109	50	0	0	0	0	774
									0	0	0	0	786

口 週 額 表 (二)

その週の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額											乙 法第 三十八 條第一 項第一 号の規 定による 税額
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人	
以上	未満	税 額											
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3,900	3,950	507	410	312	234	176	117	59	1	0	0	0	799
3,950	4,000	522	422	325	244	186	127	69	11	0	0	0	814
4,000	4,100	537	435	337	254	196	137	79	21	0	0	0	829
4,100	4,200	567	460	362	274	216	157	99	41	0	0	0	859
4,200	4,300	597	485	387	294	236	177	119	61	2	0	0	889
4,300	4,400	627	510	412	315	256	197	139	81	22	0	0	919
4,400	4,500	657	540	437	340	276	217	159	101	42	0	0	949
4,500	4,600	687	570	462	365	296	237	179	121	62	4	0	981
4,600	4,700	717	600	487	390	317	257	199	141	82	24	0	1,016
4,700	4,800	747	630	513	415	342	277	219	161	102	44	0	1,051
4,800	4,900	777	660	543	440	367	297	239	181	122	64	5	1,086
4,900	5,000	807	690	573	465	392	319	259	201	142	84	25	1,121
5,000	5,100	837	720	603	490	417	344	279	221	162	104	45	1,156
5,100	5,200	867	750	633	516	442	369	299	241	182	124	65	1,191
5,200	5,300	897	780	663	546	467	394	321	261	202	144	85	1,226
5,300	5,400	927	810	693	576	492	419	346	281	222	164	105	1,261
5,400	5,500	957	840	723	606	519	444	371	301	242	184	125	1,296
5,500	5,600	991	870	753	636	549	469	396	323	262	204	145	1,331
5,600	5,700	1,026	900	783	666	579	494	421	348	282	224	165	1,366
5,700	5,800	1,061	930	813	696	609	521	446	373	302	244	185	1,401
5,800	5,900	1,096	960	843	726	639	551	471	398	325	264	205	1,436
5,900	6,000	1,131	994	873	756	669	581	496	423	350	284	225	1,471
6,000	6,100	1,166	1,029	903	786	699	611	524	448	375	304	245	1,506
6,100	6,200	1,201	1,064	933	816	729	641	554	473	400	327	265	1,541
6,200	6,300	1,236	1,099	963	846	759	671	584	498	425	352	285	1,576
6,300	6,400	1,271	1,134	998	876	789	701	614	526	450	377	305	1,611
6,400	6,500	1,306	1,169	1,033	906	819	731	644	556	475	402	329	1,646
6,500	6,600	1,341	1,204	1,068	936	849	761	674	586	500	427	354	1,685
6,600	6,700	1,376	1,239	1,103	966	879	791	704	616	528	452	379	1,725
6,700	6,800	1,411	1,274	1,138	1,001	909	821	734	646	558	477	404	1,765
6,800	6,900	1,446	1,309	1,173	1,036	939	851	764	676	588	502	429	1,805
6,900	7,000	1,481	1,344	1,208	1,071	969	881	794	706	618	531	454	1,845
7,000	7,100	1,516	1,379	1,243	1,106	1,004	911	824	736	648	561	479	1,885
7,100	7,200	1,551	1,414	1,278	1,141	1,039	941	854	766	678	591	504	1,925
7,200	7,300	1,586	1,449	1,313	1,176	1,074	971	884	796	708	621	533	1,965
7,300	7,400	1,621	1,484	1,348	1,211	1,109	1,007	914	826	738	651	563	2,005
7,400	7,500	1,656	1,519	1,383	1,246	1,144	1,042	944	856	768	681	593	2,045
7,500	7,600	1,696	1,554	1,418	1,281	1,179	1,077	974	886	798	711	623	2,085
7,600	7,700	1,736	1,589	1,453	1,316	1,214	1,112	1,009	916	828	741	653	2,125
7,700	7,800	1,776	1,624	1,488	1,351	1,249	1,147	1,044	946	858	771	683	2,165
7,800	7,900	1,816	1,660	1,523	1,386	1,284	1,182	1,079	977	888	801	713	2,205
7,900	8,000	1,856	1,700	1,558	1,421	1,319	1,217	1,114	1,012	918	831	743	2,245
8,000	8,250	1,896	1,740	1,593	1,456	1,354	1,252	1,149	1,047	948	861	773	2,285
8,250	8,500	1,996	1,840	1,684	1,544	1,441	1,339	1,237	1,135	1,033	936	848	2,385
8,500	8,750	2,096	1,940	1,784	1,631	1,529	1,427	1,324	1,222	1,120	1,018	923	2,485
8,750	9,000	2,196	2,040	1,884	1,728	1,616	1,514	1,412	1,310	1,208	1,105	1,003	2,585
9,000	9,250	2,296	2,140	1,984	1,828	1,711	1,602	1,499	1,397	1,295	1,193	1,091	2,685
9,250	9,500	2,396	2,240	2,084	1,928	1,811	1,694	1,587	1,485	1,383	1,280	1,178	2,785
9,500	9,750	2,496	2,340	2,184	2,028	1,911	1,794	1,677	1,572	1,470	1,368	1,266	2,885
9,750	10,000	2,596	2,440	2,284	2,128	2,011	1,894	1,777	1,661	1,558	1,455	1,353	2,985
10,000	10,250	2,696	2,540	2,384	2,228	2,111	1,994	1,877	1,761	1,645	1,543	1,441	3,085
10,250	10,500	2,796	2,640	2,484	2,328	2,211	2,094	1,977	1,861	1,744	1,630	1,528	3,185
10,500	10,750	2,896	2,740	2,584	2,428	2,311	2,194	2,077	1,961	1,844	1,727	1,616	3,285
10,750	11,000	2,996	2,840	2,684	2,528	2,411	2,294	2,177	2,061	1,944	1,827	1,710	3,407
11,000	11,250	3,096	2,940	2,784	2,628	2,511	2,394	2,277	2,161	2,044	1,927	1,810	3,520
11,250	11,500	3,196	3,040	2,884	2,728	2,611	2,494	2,377	2,261	2,144	2,027	1,910	3,632
11,500	11,750	3,307	3,140	2,984	2,828	2,711	2,594	2,477	2,361	2,244	2,127	2,010	3,745
11,750	12,000	3,419	3,244	3,084	2,928	2,811	2,694	2,577	2,461	2,344	2,227	2,110	3,857
12,000	12,250	3,532	3,356	3,184	3,028	2,911	2,794	2,677	2,561	2,444	2,327	2,210	3,970
12,250	12,500	3,644	3,469	3,293	3,128	3,011	2,894	2,777	2,661	2,544	2,427	2,310	4,082

口 週 額 表 (三)

その週 の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第一号の規定による税額	
		扶 養 親 族 の 数											
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人		10 人
以上	未満	税 額										税額	
12,500	12,750	3,757	3,581	3,406	3,230	3,111	2,994	2,877	2,761	2,644	2,527	2,410	4,195
12,750	13,000	3,869	3,694	3,518	3,343	3,211	3,094	2,977	2,861	2,744	2,627	2,510	4,307
13,000	13,250	3,982	3,806	3,631	3,455	3,324	3,194	3,077	2,961	2,844	2,727	2,610	4,420
13,250	13,500	4,094	3,919	3,743	3,568	3,436	3,305	3,177	3,061	2,944	2,827	2,710	4,532
13,500	13,750	4,207	4,031	3,856	3,680	3,549	3,418	3,286	3,161	3,044	2,927	2,810	4,645
13,750	14,000	4,319	4,144	3,968	3,793	3,661	3,530	3,399	3,267	3,144	3,027	2,910	4,757
14,000	14,250	4,432	4,256	4,081	3,905	3,774	3,643	3,511	3,380	3,248	3,127	3,010	4,870
14,250	14,500	4,544	4,369	4,193	4,018	3,886	3,755	3,624	3,492	3,361	3,229	3,110	4,982
14,500	14,750	4,657	4,481	4,306	4,130	3,999	3,868	3,736	3,605	3,473	3,342	3,221	5,095
14,750	15,000	4,769	4,594	4,418	4,243	4,111	3,980	3,849	3,717	3,586	3,454	3,323	5,207
15,000	15,300	4,882	4,706	4,531	4,355	4,224	4,093	3,961	3,830	3,698	3,567	3,436	5,320
15,300	15,600	5,017	4,841	4,666	4,490	4,359	4,228	4,096	3,965	3,833	3,702	3,571	5,455
15,600	15,900	5,152	4,976	4,801	4,625	4,494	4,363	4,231	4,100	3,968	3,837	3,706	5,590
15,900	16,200	5,287	5,111	4,936	4,760	4,629	4,498	4,366	4,235	4,103	3,972	3,841	5,725
16,200	16,500	5,422	5,246	5,071	4,895	4,764	4,633	4,501	4,370	4,238	4,107	3,976	5,860
16,500	16,800	5,557	5,381	5,206	5,030	4,899	4,768	4,636	4,505	4,373	4,242	4,111	5,995
16,800	17,100	5,692	5,516	5,341	5,165	5,034	4,903	4,771	4,640	4,508	4,377	4,246	6,130
17,100	17,400	5,827	5,651	5,476	5,300	5,169	5,038	4,906	4,775	4,643	4,512	4,381	6,265
17,400	17,700	5,962	5,786	5,611	5,435	5,304	5,173	5,041	4,910	4,778	4,647	4,516	6,400
17,700	18,000	6,097	5,921	5,746	5,570	5,439	5,308	5,176	5,045	4,913	4,782	4,651	6,535
18,000	18,300	6,232	6,056	5,881	5,705	5,574	5,443	5,311	5,180	5,048	4,917	4,786	6,670
18,300	18,600	6,367	6,191	6,016	5,840	5,709	5,578	5,446	5,315	5,183	5,052	4,921	6,805
18,600	18,900	6,502	6,326	6,151	5,975	5,844	5,713	5,581	5,450	5,318	5,187	5,056	6,940
18,900	19,200	6,637	6,461	6,286	6,110	5,979	5,848	5,716	5,585	5,453	5,322	5,191	7,075
19,200	19,500	6,772	6,596	6,421	6,245	6,114	5,983	5,851	5,720	5,588	5,457	5,326	7,210
19,500	19,800	6,907	6,731	6,556	6,380	6,249	6,118	5,986	5,855	5,723	5,592	5,461	7,345
19,800	20,100	7,042	6,866	6,691	6,515	6,384	6,253	6,121	5,990	5,858	5,727	5,596	7,480
20,100	20,400	7,177	7,001	6,826	6,650	6,519	6,388	6,256	6,125	5,993	5,862	5,731	7,615
20,400	20,700	7,312	7,136	6,961	6,785	6,654	6,523	6,391	6,260	6,128	5,997	5,866	7,750
20,700	21,000	7,447	7,271	7,096	6,920	6,789	6,658	6,526	6,395	6,263	6,132	6,001	7,885
21,000	21,300	7,582	7,406	7,231	7,055	6,924	6,793	6,661	6,530	6,398	6,267	6,136	8,020
21,300	21,600	7,717	7,541	7,366	7,190	7,059	6,928	6,796	6,665	6,533	6,402	6,271	8,155
21,600	21,900	7,852	7,676	7,501	7,325	7,194	7,063	6,931	6,800	6,668	6,537	6,406	8,290
21,900	22,200	7,987	7,811	7,636	7,460	7,329	7,198	7,066	6,935	6,803	6,672	6,541	8,425
22,200	22,500	8,122	7,946	7,771	7,595	7,464	7,333	7,201	7,070	6,938	6,807	6,676	8,560
22,500	22,800	8,257	8,081	7,906	7,730	7,599	7,468	7,336	7,205	7,073	6,942	6,811	8,695
22,800	23,100	8,392	8,216	8,041	7,865	7,734	7,603	7,471	7,340	7,208	7,077	6,946	8,830
23,100	23,400	8,527	8,351	8,176	8,000	7,869	7,738	7,606	7,475	7,343	7,212	7,081	8,965
23,400	23,700	8,662	8,486	8,311	8,135	8,004	7,873	7,741	7,610	7,478	7,347	7,216	9,099
23,700	24,000	8,797	8,621	8,446	8,270	8,139	8,008	7,876	7,745	7,613	7,482	7,351	9,234
24,000	24,300	8,932	8,756	8,581	8,405	8,274	8,143	8,011	7,880	7,748	7,617	7,486	9,369
24,300	24,600	9,067	8,891	8,716	8,540	8,409	8,278	8,146	8,015	7,883	7,752	7,621	9,504
24,600	24,900	9,202	9,026	8,851	8,675	8,544	8,413	8,281	8,150	8,018	7,887	7,756	9,639
24,900	25,200	9,337	9,161	8,986	8,810	8,679	8,548	8,416	8,285	8,153	8,022	7,891	9,774
25,200	25,500	9,472	9,296	9,121	8,945	8,814	8,683	8,551	8,420	8,288	8,157	8,026	9,909
25,500		9,607	9,431	9,256	9,080	8,949	8,818	8,686	8,555	8,423	8,292	8,161	10,044
25,500 円を	25,500 円の場合の税額に、給與の金額のうち 25,500 円をこえる金額の 50 % に相当											10,319 円に、給與の金額のうち 25,500 円をこえる金額の 50 % に相当する金額を加算した金額	
こえる金額	する金額を加算した金額												
扶養親族の数が 10 人をこえる場合には、扶養親族の数が 10 人の場合の税額から、その 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額													
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその週の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から 78 円を控除した金額													

(備考 税額の求め方)

- (1) まずその者(扶養親族の数が 10 人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から 78 円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 扶養親族の数が 10 人をこえる者については、その者を扶養親族の数が 10 人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が 10 人をこえる 1 人ごとに 78 円を控除した金額が、その求める税額である。
- (注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

別表第二 給與所得の所得税源泉徴収額表（法第三十八條第一項第一号、第五号及び第六号の規定による所得税源泉徴収額表）

日 額 表（一）

その日の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号の規定による税額	丙 法第三十八條第六号の規定による税額	丁 法第三十八條第七号の規定による税額
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			
以 上	未 満	税 額												
170	円未満	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0	円0
170	180	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28
180	190	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
190	200	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	32
200	210	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34
210	220	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35
220	230	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
230	240	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39
240	250	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
250	260	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42
260	270	16	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	44
270	280	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
280	290	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48
290	300	21	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50
300	310	23	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52
310	320	24	13	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54
320	330	26	15	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
330	340	28	17	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
340	350	30	18	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61
350	360	31	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63
360	370	33	22	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	65
370	380	35	23	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	67
380	390	36	25	14	3	0	0	0	0	0	0	0	0	69
390	400	38	27	16	4	0	0	0	0	0	0	0	0	71
400	410	40	29	17	6	0	0	0	0	0	0	0	0	74
410	420	41	30	19	8	0	0	0	0	0	0	0	0	76
420	430	43	32	21	10	1	0	0	0	0	0	0	0	79
430	440	45	34	22	11	3	0	0	0	0	0	0	0	81
440	450	47	35	24	13	5	0	0	0	0	0	0	0	84
450	460	49	37	26	15	6	0	0	0	0	0	0	0	86
460	470	52	39	28	16	8	0	0	0	0	0	0	0	89
470	480	54	40	29	18	10	1	0	0	0	0	0	0	91
480	490	56	42	31	20	11	3	0	0	0	0	0	0	94
490	500	58	44	33	21	13	5	0	0	0	0	0	0	96
500	510	60	46	34	23	15	6	0	0	0	0	0	0	99
510	520	62	48	36	25	16	8	0	0	0	0	0	0	102
520	530	64	50	38	27	18	10	1	0	0	0	0	0	104
530	540	66	52	39	28	20	11	3	0	0	0	0	0	107
540	550	69	55	41	30	22	13	5	0	0	0	0	0	109
550	570	71	57	43	32	23	15	6	0	0	0	0	0	112
570	590	76	61	47	35	27	19	10	2	0	0	0	0	117
590	610	82	66	52	39	31	23	14	6	0	0	0	0	123
610	630	88	71	57	43	35	27	18	10	1	0	0	0	129
630	650	94	77	62	48	39	31	22	14	5	0	0	0	135
650	670	100	83	67	53	43	35	26	18	9	1	0	0	142
670	690	106	89	72	58	48	39	30	22	13	5	0	0	149
690	710	112	95	78	63	53	43	34	26	17	9	1	0	156
710	730	118	101	84	68	58	47	38	30	21	13	5	0	163
730	750	124	107	90	73	63	52	42	34	25	17	9	0	170
750	770	130	113	96	79	68	57	47	38	29	21	13	0	177
770	790	136	119	102	85	73	62	52	42	33	25	17	0	184
790	810	142	125	108	91	79	67	57	46	37	29	21	0	191
810	830	149	131	114	97	85	72	62	51	41	33	25	0	198
830	850	156	137	120	103	91	78	67	56	46	37	29	0	205
850	870	163	143	126	109	97	84	72	61	51	41	33	0	212

ハ 日 額 表 (二)

その日の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第一号の規定による 第三号定税額	丙 法第三十八條第一項第一号の規定による 第六号定税額	
		扶 養 親 族 の 数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上	未満	税 額										税額	税額	
870	890	170	150	132	115	103	90	77	66	56	45	37	219	68
890	910	177	157	138	121	109	96	83	71	61	50	41	226	73
910	930	184	164	145	127	115	102	89	77	66	55	45	233	78
930	950	191	171	152	133	121	108	95	83	71	60	50	240	83
950	970	198	178	159	139	127	114	101	89	76	65	55	248	88
970	990	205	185	166	146	133	120	107	95	82	70	60	256	93
990	1,010	212	192	173	153	138	126	113	101	88	76	65	264	98
1,010	1,030	219	199	180	160	145	132	119	107	94	82	70	272	104
1,030	1,050	226	206	187	167	152	138	125	113	100	88	75	280	110
1,050	1,070	233	213	194	174	159	145	131	119	106	94	81	288	116
1,070	1,090	240	220	201	181	166	152	137	125	112	100	87	296	122
1,090	1,110	248	227	208	188	173	159	144	131	118	106	93	304	128
1,110	1,130	256	234	215	195	180	166	151	137	124	112	99	312	134
1,130	1,150	264	242	222	202	187	173	158	143	130	118	105	320	140
1,150	1,180	272	250	229	209	194	180	165	150	136	124	111	328	146
1,180	1,210	284	262	240	220	205	190	176	161	146	133	120	340	155
1,210	1,240	296	274	252	230	215	201	186	171	157	142	129	352	164
1,240	1,270	308	286	264	241	226	211	197	182	167	152	138	364	173
1,270	1,300	320	298	276	253	236	222	207	192	178	163	148	376	182
1,300	1,330	332	310	288	265	248	232	218	203	188	173	159	388	191
1,330	1,360	344	322	300	277	260	244	228	213	199	184	169	400	202
1,360	1,390	356	334	312	289	272	256	239	224	209	194	180	412	212
1,390	1,420	368	346	324	301	284	268	251	234	220	205	190	424	223
1,420	1,450	380	358	336	313	296	280	263	246	230	215	201	436	233
1,450	1,480	392	370	348	325	308	292	275	258	241	226	211	448	244
1,480	1,510	404	382	360	337	320	304	287	270	253	236	222	460	254
1,510	1,540	416	394	372	349	332	316	299	282	265	248	232	473	265
1,540	1,570	428	406	384	361	344	328	311	294	277	260	244	487	275
1,570	1,600	440	418	396	373	356	340	323	306	289	272	256	500	286
1,600	1,630	452	430	408	385	368	352	335	318	301	284	268	514	296
1,630	1,660	465	442	420	397	380	364	347	330	313	296	280	527	307
1,660	1,690	478	454	432	409	392	376	359	342	325	308	292	541	317
1,690	1,720	492	466	444	421	404	388	371	354	337	320	304	554	329
1,720	1,750	505	480	456	433	416	400	383	366	349	332	316	568	341
1,750	1,800	519	493	468	445	428	412	395	378	361	344	328	581	353
1,800	1,850	541	516	491	466	448	432	415	398	381	364	348	604	373
1,850	1,900	564	538	513	488	469	452	435	418	401	384	368	626	393
1,900	1,950	586	561	536	511	492	473	455	438	421	404	388	649	413
1,950	2,000	609	583	558	533	514	495	476	457	441	424	408	671	433
2,000	2,050	631	606	581	556	537	518	499	480	461	444	428	694	453
2,050	2,100	654	628	603	578	559	540	521	502	484	465	448	716	473
2,100	2,150	676	651	626	601	582	563	544	525	506	487	468	739	493
2,150	2,200	699	673	648	623	604	585	566	547	529	510	491	761	513
2,200	2,250	721	696	671	646	627	608	589	570	551	532	513	784	533
2,250	2,300	744	718	693	668	649	630	611	592	574	555	536	806	553
2,300	2,350	766	741	716	691	672	653	634	615	596	577	558	829	573
2,350	2,400	789	763	738	713	694	675	656	637	619	600	581	851	593
2,400	2,450	811	786	761	736	717	698	679	660	641	622	603	874	613
2,450	2,500	834	808	783	758	739	720	701	682	664	645	626	896	634
2,500	2,550	856	831	806	781	762	743	724	705	686	667	648	919	656
2,550	2,600	879	853	828	803	784	765	746	727	709	690	671	941	679
2,600	2,650	901	876	851	826	807	788	769	750	731	712	693	964	701
2,650	2,700	924	898	873	848	829	810	791	772	754	735	716	986	724
2,700	2,750	946	921	896	871	852	833	814	795	776	757	738	1,009	746
2,750	2,800	969	943	918	893	874	855	836	817	799	780	761	1,031	769
2,800	2,850	991	966	941	916	897	878	859	840	821	802	783	1,054	791
2,850	2,900	1,014	988	963	938	919	900	881	862	844	825	806	1,076	814
2,900	2,950	1,036	1,011	986	961	942	923	904	885	866	847	828	1,101	836
2,950	3,000	1,059	1,033	1,008	983	964	945	926	907	889	870	851	1,126	859
3,000	3,050	1,081	1,056	1,031	1,006	987	968	949	930	911	892	873	1,151	881

ハ 日 額 表 (三)

その日の 給與の金額		甲 法第三十八條第一項第一号の規定による税額										乙 法第三十八條第一項第五号による 税額	丙 法第三十八條第一項第六号による 税額	
		扶養親族の数												
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人			10人
以上	未満	税 額												
3,050 円	3,100 円	1,106 円	1,078 円	1,053 円	1,028 円	1,009 円	990 円	971 円	952 円	934 円	915 円	896 円	1,176	904
3,100	3,150	1,131	1,103	1,076	1,051	1,032	1,013	994	975	956	937	918	1,201	926
3,150	3,200	1,156	1,128	1,100	1,073	1,054	1,035	1,016	997	979	960	941	1,226	949
3,200	3,250	1,181	1,153	1,125	1,097	1,077	1,058	1,039	1,020	1,001	982	963	1,251	971
3,250	3,300	1,206	1,178	1,150	1,122	1,101	1,080	1,061	1,042	1,024	1,005	986	1,276	994
3,300	3,350	1,231	1,203	1,175	1,147	1,126	1,105	1,084	1,065	1,046	1,027	1,008	1,301	1,016
3,350	3,400	1,256	1,228	1,200	1,172	1,151	1,130	1,109	1,088	1,069	1,050	1,031	1,326	1,039
3,400	3,450	1,281	1,253	1,225	1,197	1,176	1,155	1,134	1,113	1,092	1,072	1,053	1,351	1,061
3,450	3,500	1,306	1,278	1,250	1,222	1,201	1,180	1,159	1,138	1,117	1,096	1,076	1,376	1,084
3,500円		1,331	1,303	1,275	1,247	1,226	1,205	1,184	1,163	1,142	1,121	1,100	1,401	1,106
3,500円をこえる金額		3,500円の場合の税額に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額										1,401円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	1,106円に、給與の金額のうち3,500円をこえる金額の50%に相当する金額を加算した金額	
扶養親族の数が10人をこえる場合には、扶養親族の数が10人の場合の税額から、その10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額												—	—	
不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとにその日の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から12円を控除した金額												—	—	

(備考・税額の求め方)

- (1) まずその者(扶養親族の数が10人をこえる者を除く。)の給與の金額に応じて給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から12円を控除した金額)が、その求める税額である。
 - (2) 扶養親族の数が10人をこえる者については、その者を扶養親族の数が10人である者として(1)により求めた税額から扶養親族が10人をこえる1人ごとに12円を控除した金額が、その求める税額である。
- (注) この表において法第三十八條第一項第一号及び第五号は、この法律第十六條第一項の規定により読み替えられた法第三十八條第一項第一号及び第五号とする。

別表第三 年末調整のための所得税額表（第十七條の規定による所得税額表）

(一)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
45,300	円未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,300	45,890	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45,980	46,480	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
46,480	47,060	300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,060	47,650	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47,650	48,240	500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,240	48,830	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48,830	49,420	700	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49,420	50,590	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
50,590	51,770	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51,770	52,950	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52,950	54,120	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
54,120	55,300	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55,300	56,480	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56,480	57,650	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57,650	58,830	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
58,830	60,000	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60,000	61,180	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61,180	62,360	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
62,360	63,530	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63,530	64,710	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64,710	65,890	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65,890	67,060	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67,060	68,240	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68,240	69,420	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69,420	70,590	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70,590	71,770	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71,770	72,950	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72,950	74,120	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
74,120	75,300	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75,300	76,480	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76,480	77,650	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
77,650	78,830	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
78,830	80,000	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
80,000	81,180	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0
81,180	82,360	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0
82,360	83,530	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
83,530	84,710	6,600	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0
84,710	85,890	6,800	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0	0
85,890	87,060	7,000	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0	0
87,060	88,240	7,200	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0	0
88,240	89,420	7,400	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0	0
89,420	90,590	7,600	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0	0
90,590	91,770	7,800	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0
91,770	92,950	8,000	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0	0
92,950	94,120	8,200	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0	0
94,120	95,300	8,400	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0	0
95,300	96,480	8,600	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0
96,480	97,650	8,800	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0	0
97,650	98,830	9,000	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0	0
98,830	100,000	9,200	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0	0
100,000	101,180	9,400	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0	0
101,180	102,360	9,600	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0
102,360	103,530	9,800	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0
103,530	104,710	10,000	6,600	3,200	0	0	0	0	0	0	0	0

(二)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
104,710	105,890	10,230	6,800	3,400	0	0	0	0	0	0	0	0
105,890	107,060	10,460	7,000	3,600	200	0	0	0	0	0	0	0
107,060	108,240	10,690	7,200	3,800	400	0	0	0	0	0	0	0
108,240	109,420	10,920	7,400	4,000	600	0	0	0	0	0	0	0
109,420	110,590	11,150	7,600	4,200	800	0	0	0	0	0	0	0
110,590	111,770	11,380	7,800	4,400	1,000	0	0	0	0	0	0	0
111,770	112,950	11,610	8,000	4,600	1,200	0	0	0	0	0	0	0
112,950	114,120	11,840	8,200	4,800	1,400	0	0	0	0	0	0	0
114,120	115,300	12,070	8,400	5,000	1,600	0	0	0	0	0	0	0
115,300	116,480	12,300	8,600	5,200	1,800	0	0	0	0	0	0	0
116,480	117,650	12,530	8,800	5,400	2,000	0	0	0	0	0	0	0
117,650	118,830	12,760	9,000	5,600	2,200	0	0	0	0	0	0	0
118,830	120,000	12,990	9,200	5,800	2,400	0	0	0	0	0	0	0
120,000	121,180	13,220	9,400	6,000	2,600	0	0	0	0	0	0	0
121,180	122,360	13,450	9,600	6,200	2,800	0	0	0	0	0	0	0
122,360	123,530	13,680	9,800	6,400	3,000	0	0	0	0	0	0	0
123,530	124,710	13,910	10,000	6,600	3,200	200	0	0	0	0	0	0
124,710	125,890	14,140	10,230	6,800	3,400	400	0	0	0	0	0	0
125,890	127,060	14,570	10,460	7,000	3,600	600	0	0	0	0	0	0
127,060	128,240	14,600	10,690	7,200	3,800	800	0	0	0	0	0	0
128,240	129,420	14,830	10,920	7,400	4,000	1,000	0	0	0	0	0	0
129,420	130,590	15,060	11,150	7,600	4,200	1,200	0	0	0	0	0	0
130,590	131,770	15,290	11,380	7,800	4,400	1,400	0	0	0	0	0	0
131,770	132,950	15,520	11,610	8,000	4,600	1,600	0	0	0	0	0	0
132,950	134,120	15,750	11,840	8,200	4,800	1,800	0	0	0	0	0	0
134,120	135,300	15,980	12,070	8,400	5,000	2,000	0	0	0	0	0	0
135,300	136,480	16,210	12,300	8,600	5,200	2,200	0	0	0	0	0	0
136,480	137,650	16,440	12,530	8,800	5,400	2,400	0	0	0	0	0	0
137,650	138,830	16,670	12,760	9,000	5,600	2,600	0	0	0	0	0	0
138,830	140,000	16,900	12,990	9,200	5,800	2,800	0	0	0	0	0	0
140,000	141,180	17,150	13,220	9,400	6,000	3,000	0	0	0	0	0	0
141,180	142,360	17,400	13,450	9,600	6,200	3,200	200	0	0	0	0	0
142,360	143,530	17,650	13,680	9,800	6,400	3,400	400	0	0	0	0	0
143,530	144,710	17,900	13,910	10,000	6,600	3,600	600	0	0	0	0	0
144,710	145,890	18,150	14,140	10,230	6,800	3,800	800	0	0	0	0	0
145,890	147,060	18,400	14,370	10,460	7,000	4,000	1,000	0	0	0	0	0
147,060	148,240	18,650	14,600	10,690	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0	0
148,240	149,420	18,900	14,830	10,920	7,400	4,400	1,400	0	0	0	0	0
149,420	150,590	19,150	15,060	11,150	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0	0
150,590	151,770	19,400	15,290	11,380	7,800	4,800	1,800	0	0	0	0	0
151,770	152,950	19,650	15,520	11,610	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0	0
152,950	154,120	19,900	15,750	11,840	8,200	5,200	2,200	0	0	0	0	0
154,120	155,300	20,150	15,980	12,070	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0	0
155,300	156,480	20,400	16,210	12,300	8,600	5,600	2,600	0	0	0	0	0
156,480	157,650	20,650	16,440	12,530	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0	0
157,650	158,830	20,900	16,670	12,760	9,000	6,000	3,000	0	0	0	0	0
158,830	160,000	21,150	16,900	12,990	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0	0
160,000	161,180	21,400	17,150	13,220	9,400	6,400	3,400	400	0	0	0	0
161,180	162,360	21,650	17,400	13,450	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0	0
162,360	164,710	21,900	17,650	13,680	9,800	6,800	3,800	800	0	0	0	0
164,710	167,060	22,460	18,150	14,140	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0	0	0
167,060	169,420	23,020	18,650	14,600	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0	0	0
169,420	171,770	23,580	19,150	15,060	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0	0	0
171,770	174,120	24,140	19,650	15,520	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0	0	0
174,120	176,480	24,700	20,150	15,980	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0	0	0
176,480	178,830	25,260	20,650	16,440	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0	0	0
178,830	181,180	25,820	21,150	16,900	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0	0	0
181,180	183,530	26,380	21,650	17,400	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0	0	0
183,530	185,890	26,940	22,180	17,900	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0	0	0
185,890	188,240	27,500	22,740	18,400	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0	0	0

(三)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
188,240	190,590	28,100	23,300	18,900	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0	0	0
190,590	192,950	28,700	23,860	19,400	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0	0	0
192,950	195,300	29,300	24,420	19,900	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0	0	0
195,300	197,650	29,900	24,980	20,400	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	400	0	0
197,650	200,000	30,500	25,540	20,900	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	800	0	0
200,000	202,000	31,100	26,100	21,400	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200	0	0
202,000	204,000	31,700	26,660	21,900	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600	0	0
204,000	206,000	32,300	27,220	22,460	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000	0	0
206,000	208,000	32,900	27,800	23,020	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400	0	0
208,000	210,000	33,500	28,400	23,580	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800	0	0
210,000	212,000	34,100	29,000	24,140	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200	200	0
212,000	214,000	34,700	29,600	24,700	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600	600	0
214,000	216,000	35,300	30,200	25,260	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000	1,000	0
216,000	218,000	35,900	30,800	25,820	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400	1,400	0
218,000	220,000	36,500	31,400	26,380	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800	1,800	0
220,000	222,000	37,160	32,000	26,940	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200	2,200	0
222,000	224,000	37,820	32,600	27,500	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600	2,600	0
224,000	226,000	38,480	33,200	28,100	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000	3,000	0
226,000	228,000	39,140	33,800	28,700	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400	3,400	400
228,000	230,000	39,800	34,400	29,300	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800	3,800	800
230,000	232,000	40,460	35,000	29,900	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200	4,200	1,200
232,000	234,000	41,120	35,600	30,500	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600	4,600	1,600
234,000	236,000	41,780	36,200	31,100	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000	5,000	2,000
236,000	238,000	42,440	36,830	31,700	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400	5,400	2,400
238,000	240,000	43,100	37,490	32,300	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800	5,800	2,800
240,000	242,000	43,760	38,150	32,900	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200	6,200	3,200
242,000	244,000	44,420	38,810	33,500	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600	6,600	3,600
244,000	246,000	45,080	39,470	34,100	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000	7,000	4,000
246,000	248,000	45,740	40,130	34,700	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460	7,400	4,400
248,000	250,000	46,400	40,790	35,300	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920	7,800	4,800
250,000	252,000	47,060	41,450	35,900	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380	8,200	5,200
252,000	254,000	47,720	42,110	36,500	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840	8,600	5,600
254,000	256,000	48,380	42,770	37,160	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300	9,000	6,000
256,000	258,000	49,040	43,430	37,820	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760	9,400	6,400
258,000	260,000	49,700	44,090	38,480	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220	9,800	6,800
260,000	262,000	50,360	44,750	39,140	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680	10,230	7,200
262,000	264,000	51,020	45,410	39,800	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140	10,690	7,600
264,000	266,000	51,680	46,070	40,460	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600	11,150	8,000
266,000	268,000	52,340	46,730	41,120	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060	11,610	8,400
268,000	270,000	53,000	47,390	41,780	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520	12,070	8,800
270,000	272,000	53,760	48,050	42,440	36,830	32,300	27,800	23,580	19,650	15,980	12,530	9,200
272,000	274,000	54,520	48,710	43,100	37,490	32,900	28,400	24,140	20,150	16,440	12,990	9,600
274,000	276,000	55,280	49,370	43,760	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900	13,450	10,000
276,000	278,000	56,040	50,030	44,420	38,810	34,100	29,600	25,260	21,150	17,400	13,910	10,460
278,000	280,000	56,800	50,690	45,080	39,470	34,700	30,200	25,820	21,650	17,900	14,370	10,920
280,000	282,000	57,560	51,350	45,740	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400	14,830	11,380
282,000	284,000	58,320	52,010	46,400	40,790	35,900	31,400	26,940	22,740	18,900	15,290	11,840
284,000	286,000	59,080	52,670	47,060	41,450	36,500	32,000	27,500	23,300	19,400	15,750	12,300
286,000	288,000	59,840	53,380	47,720	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210	12,760
288,000	290,000	60,600	54,140	48,380	42,770	37,820	33,200	28,700	24,420	20,400	16,670	13,220
290,000	292,000	61,360	54,900	49,040	43,430	38,480	33,800	29,300	24,980	20,900	17,150	13,680
292,000	294,000	62,120	55,660	49,700	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650	14,140
294,000	296,000	62,880	56,420	50,360	44,750	39,800	35,000	30,500	26,100	21,900	18,150	14,600
296,000	298,000	63,640	57,180	51,020	45,410	40,460	35,600	31,100	26,660	22,460	18,650	15,060
298,000	301,000	64,400	57,940	51,680	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150	15,520
301,000	304,000	65,540	59,080	52,670	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900	16,210
304,000	307,000	66,680	60,220	53,760	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650	16,900
307,000	310,000	67,820	61,360	54,900	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400	17,650
310,000	313,000	68,960	62,500	56,040	50,080	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180	18,400
313,000	316,000	70,100	63,640	57,180	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020	19,150

(四)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
316,000	319,000	71,240	64,780	58,320	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860	19,900
319,000	322,000	72,380	65,920	59,460	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700	20,650
322,000	325,000	73,520	67,060	60,600	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540	21,400
325,000	328,000	74,660	68,200	61,740	55,280	50,080	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380	22,180
328,000	331,000	75,800	69,340	62,880	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220	23,020
331,000	334,000	76,940	70,480	64,020	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100	23,860
334,000	337,000	78,080	71,620	65,160	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000	24,700
337,000	340,000	79,220	72,760	66,300	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900	25,540
340,000	343,000	80,360	73,900	67,440	60,980	55,280	50,080	45,080	40,130	35,300	30,800	26,380
343,000	346,000	81,500	75,040	68,580	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700	27,220
346,000	349,000	82,640	76,180	69,720	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600	28,100
349,000	352,000	83,780	77,320	70,860	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500	29,000
352,000	355,000	84,920	78,460	72,000	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400	29,900
355,000	358,000	86,060	79,600	73,140	66,680	60,980	55,280	50,080	45,080	40,130	35,300	30,800
358,000	361,000	87,200	80,740	74,280	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200	31,700
361,000	364,000	88,340	81,880	75,420	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160	32,600
364,000	367,000	89,480	83,020	76,560	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150	33,500
367,000	370,000	90,620	84,160	77,700	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140	34,400
370,000	373,000	91,860	85,300	78,840	72,380	66,680	60,980	55,280	50,080	45,080	40,130	35,300
373,000	376,000	93,150	86,440	79,980	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120	36,200
376,000	379,000	94,440	87,580	81,120	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110	37,160
379,000	382,000	95,730	88,720	82,260	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100	38,150
382,000	385,000	97,020	89,860	83,400	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090	39,140
385,000	388,000	98,310	91,000	84,540	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,080	45,080	40,130
388,000	391,000	99,600	92,290	85,680	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070	41,120
391,000	394,000	100,890	93,580	86,820	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060	42,110
394,000	397,000	102,180	94,870	87,960	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050	43,100
397,000	400,000	103,470	96,160	89,100	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040	44,090
400,000	403,000	104,760	97,450	90,240	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,080	45,080
403,000	406,000	106,050	98,740	91,430	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020	46,070
406,000	409,000	107,340	100,030	92,720	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010	47,060
409,000	412,000	108,630	101,320	94,010	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000	48,050
412,000	415,000	109,920	102,610	95,300	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140	49,040
415,000	418,000	111,210	103,900	96,590	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280	50,080
418,000	421,000	112,500	105,190	97,880	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420	51,020
421,000	424,000	113,790	106,480	99,170	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560	52,010
424,000	427,000	115,080	107,770	100,460	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700	53,000
427,000	430,000	116,370	109,060	101,750	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840	54,140
430,000	433,000	117,660	110,350	103,040	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980	55,280
433,000	436,000	118,950	111,640	104,330	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120	56,420
436,000	439,000	120,240	112,930	105,620	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260	57,560
439,000	442,000	121,530	114,220	106,910	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400	58,700
442,000	445,000	122,820	115,510	108,200	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540	59,840
445,000	448,000	124,110	116,800	109,490	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680	60,980
448,000	451,000	125,400	118,090	110,780	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820	62,120
451,000	454,000	126,690	119,380	112,070	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960	63,260
454,000	457,000	127,980	120,670	113,360	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100	64,400
457,000	460,000	129,270	121,960	114,650	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240	65,540
460,000	463,000	130,560	123,250	115,940	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380	66,680
463,000	466,000	131,850	124,540	117,230	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520	67,820
466,000	469,000	133,140	125,830	118,520	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660	68,960
469,000	472,000	134,430	127,120	119,810	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800	70,100
472,000	475,000	135,720	128,410	121,100	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940	71,240
475,000	478,000	137,010	129,700	122,390	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080	72,380
478,000	481,000	138,300	130,990	123,680	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220	73,520
481,000	484,000	139,590	132,280	124,970	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360	74,660
484,000	487,000	140,880	133,570	126,260	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500	75,800
487,000	490,000	142,170	134,860	127,550	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640	76,940
490,000	493,000	143,460	136,150	128,840	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780	78,080
493,000	496,000	144,750	137,440	130,130	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920	79,220

(五)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
496,000	499,000	146,040	138,730	131,420	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060	80,360
499,000	502,000	147,330	140,020	132,710	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200	81,500
502,000	505,000	148,620	141,310	134,000	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340	82,640
505,000	508,000	149,910	142,600	135,290	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480	83,780
508,000	511,000	151,200	143,890	136,580	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620	84,920
511,000	514,000	152,490	145,180	137,870	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860	86,060
514,000	517,000	153,780	146,470	139,160	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150	87,200
517,000	520,000	155,070	147,760	140,450	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440	88,340
520,000	523,000	156,360	149,050	141,740	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730	89,480
523,000	526,000	157,650	150,340	143,130	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020	90,620
526,000	529,000	158,940	151,630	144,320	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310	91,860
529,000	532,000	160,230	152,920	145,610	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600	93,150
532,000	535,000	161,520	154,210	146,900	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890	94,440
535,000	538,000	162,810	155,500	148,190	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180	95,730
538,000	541,000	164,100	156,790	149,480	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470	97,020
541,000	544,000	165,390	158,080	150,770	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760	98,310
544,000	547,000	166,680	159,370	152,060	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050	99,600
547,000	550,000	167,970	160,660	153,350	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340	100,890
550,000	553,000	169,260	161,950	154,640	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630	102,180
553,000	556,000	170,550	163,240	155,930	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920	103,470
556,000	559,000	171,840	164,530	157,220	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210	104,760
559,000	562,000	173,130	165,820	158,510	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500	106,050
562,000	565,000	174,420	167,110	159,800	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790	107,340
565,000	568,000	175,710	168,400	161,090	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080	108,630
568,000	571,000	177,000	169,690	162,380	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370	109,920
571,000	574,000	178,290	170,980	163,670	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660	111,210
574,000	577,000	179,580	172,270	164,960	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950	112,500
577,000	580,000	181,320	173,560	166,250	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240	113,790
580,000	583,000	182,760	174,850	167,540	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530	115,080
583,000	586,000	184,200	176,140	168,830	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820	116,370
586,000	589,000	185,640	177,480	170,120	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110	117,660
589,000	592,000	187,080	178,920	171,410	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400	118,950
592,000	595,000	188,520	180,360	172,700	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690	120,240
595,000	598,000	189,960	181,800	173,990	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980	121,530
598,000	601,000	191,400	183,240	175,280	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270	122,820
601,000	604,000	192,840	184,680	176,570	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560	124,110
604,000	607,000	194,280	186,120	177,960	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850	125,400
607,000	610,000	195,720	187,560	179,400	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140	126,690
610,000	613,000	197,160	189,000	180,840	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430	127,980
613,000	616,000	198,600	190,440	182,280	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720	129,270
616,000	619,000	200,040	191,880	183,720	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010	130,560
619,000	622,000	201,480	193,320	185,160	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300	131,850
622,000	625,000	202,920	194,760	186,600	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590	133,140
625,000	628,000	204,360	196,200	188,040	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880	134,430
628,000	631,000	205,800	197,640	189,480	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170	135,720
631,000	634,000	207,240	199,080	190,920	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460	137,010
634,000	637,000	208,680	200,520	192,360	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750	138,300
637,000	640,000	210,120	201,960	193,800	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040	139,590
640,000	643,000	211,560	203,400	195,240	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330	140,880
643,000	646,000	213,000	204,840	196,680	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620	142,170
646,000	649,000	214,440	206,280	198,120	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910	143,460
649,000	652,000	215,880	207,720	199,560	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200	144,750
652,000	655,000	217,320	209,160	201,000	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490	146,040
655,000	658,000	218,760	210,600	202,440	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780	147,330
658,000	661,000	220,200	212,040	203,880	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070	148,620
661,000	664,000	221,640	213,480	205,320	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360	149,910
664,000	667,000	223,080	214,920	206,760	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650	151,200
667,000	670,000	224,520	216,360	208,200	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940	152,490
670,000	673,000	225,960	217,800	209,640	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230	153,780
673,000	676,000	227,400	219,240	211,080	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520	155,070

(六)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
676,000	679,000	228,840	220,680	212,520	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810	156,360
679,000	682,000	230,280	222,120	213,960	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100	157,650
682,000	685,000	231,720	223,560	215,400	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390	158,940
685,000	688,000	233,160	225,000	216,840	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680	160,230
688,000	691,000	234,600	226,440	218,280	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970	161,520
691,000	694,000	236,040	227,880	219,720	211,560	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260	162,810
694,000	697,000	237,480	229,320	221,160	213,000	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550	164,100
697,000	700,000	238,920	230,760	222,600	214,440	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840	165,390
700,000	703,000	240,360	232,200	224,040	215,880	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130	166,680
703,000	706,000	241,800	233,640	225,480	217,320	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420	167,970
706,000	709,000	243,240	235,080	226,920	218,760	211,560	204,360	197,160	189,960	182,760	175,710	169,260
709,000	712,000	244,680	236,520	228,360	220,200	213,000	205,800	198,600	191,400	184,200	177,000	170,550
712,000	715,000	246,120	237,960	229,800	221,640	214,440	207,240	200,040	192,840	185,640	178,440	171,840
715,000	718,000	247,560	239,400	231,240	223,080	215,880	208,680	201,480	194,280	187,080	179,880	173,130
718,000	721,000	249,000	240,840	232,680	224,520	217,320	210,120	202,920	195,720	188,520	181,320	174,420
721,000	724,000	249,000	242,470	234,310	226,150	218,950	211,750	204,550	197,350	190,150	182,950	175,880
724,000	728,000	249,000	244,100	235,940	227,780	220,580	213,380	206,180	198,980	191,780	184,580	177,380
728,000	731,000	249,000	245,730	237,570	229,410	222,210	215,010	207,810	200,610	193,410	186,210	179,010
731,000	735,000	249,000	247,360	239,200	231,040	223,840	216,640	209,440	202,240	195,040	187,840	180,640
735,000	738,400	249,000	249,000	240,840	232,680	225,480	218,280	211,080	203,880	196,680	189,480	182,280
738,400	741,800	249,000	249,000	242,470	234,310	227,110	219,910	212,710	205,510	198,310	191,110	183,910
741,800	745,200	249,000	249,000	244,100	235,940	228,740	221,540	214,340	207,140	199,940	192,740	185,540
745,200	748,600	249,000	249,000	245,730	237,570	230,370	223,170	215,970	208,770	201,570	194,370	187,170
748,600	752,000	249,000	249,000	247,360	239,200	232,000	224,800	217,600	210,400	203,200	196,000	188,800
752,000	755,400	249,000	249,000	249,000	240,840	233,640	226,440	219,240	212,040	204,840	197,640	190,440
755,400	758,800	249,000	249,000	249,000	242,470	235,270	228,070	220,870	213,670	206,470	199,270	192,070
758,800	762,200	249,000	249,000	249,000	244,100	236,900	229,700	222,500	215,300	208,100	200,900	193,700
762,200	765,600	249,000	249,000	249,000	245,730	238,530	231,330	224,130	216,930	209,730	202,530	195,330
765,600	769,000	249,000	249,000	249,000	247,360	240,160	232,960	225,760	218,560	211,360	204,160	196,960
769,000	772,750	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000	205,800	198,600
772,750	776,500	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600	236,400	229,200	222,000	214,800	207,600	200,400
776,500	780,250	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400	238,200	231,000	223,800	216,600	209,400	202,200
780,250	784,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200	240,000	232,800	225,600	218,400	211,200	204,000
784,000	787,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000	205,800
787,750	791,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600	236,400	229,200	222,000	214,800	207,600
791,500	795,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400	238,200	231,000	223,800	216,600	209,400
795,250	799,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200	240,000	232,800	225,600	218,400	211,200
799,000	802,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200	213,000
802,750	806,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600	236,400	229,200	222,000	214,800
806,500	810,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400	238,200	231,000	223,800	216,600
810,250	814,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200	240,000	232,800	225,600	218,400
814,000	817,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800	234,600	227,400	220,200
817,750	821,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600	236,400	229,200	222,000
821,500	825,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400	238,200	231,000	223,800
825,250	829,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200	240,000	232,800	225,600
829,000	832,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800	234,600	227,400
832,750	836,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600	236,400	229,200
836,500	840,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400	238,200	231,000
840,250	844,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200	240,000	232,800
844,000	847,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800	234,600
847,750	851,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600	236,400
851,500	855,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400	238,200
855,250	859,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200	240,000
859,000	862,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	241,800
862,750	866,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	243,600
866,500	870,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	245,400
870,250	874,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	247,200
874,000	877,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
877,750	881,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
881,500	885,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
885,250	889,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
889,000	892,750	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
892,750	896,500	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
896,500	900,250	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
900,250	904,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000	249,000
904,000	907,9											

(七)

その年の保険料 控除後の給與の 金額		扶 養 親 族 の 数										
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人	9 人	10 人
以 上	未 満	税 額										
814,000円	817,750円	円	円	円	円	円	円	円	241,800円	234,600円	227,400円	220,200円
817,750円	821,500円								243,600円	236,400円	229,200円	222,000円
821,500円	825,250円								245,400円	238,200円	231,000円	223,800円
825,250円	829,000円								247,200円	240,000円	232,800円	225,600円
829,000円									249,000円	—	—	—
829,000円	832,750円									241,800円	234,600円	227,400円
832,750円	836,500円									243,600円	236,400円	229,200円
836,500円	840,250円									245,400円	238,200円	231,000円
840,250円	844,000円									247,200円	240,000円	232,800円
844,000円										249,000円	—	—
844,000円	847,750円										241,800円	234,600円
847,750円	851,500円										243,600円	236,400円
851,500円	855,250円										245,400円	238,200円
855,250円	859,000円										247,200円	240,000円
859,000円											249,000円	—
859,000円	862,750円											241,800円
862,750円	866,500円											243,600円
866,500円	870,250円											245,400円
870,250円	874,000円											247,200円
874,000円												249,000円

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が718,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える場合には、その年の保険料控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円を超える場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一、第六條の規定による所得税額表に定める金額

その年の保険料控除後の給與の金額から扶養親族の数に応じて認められる扶養控除の金額を控除した金額が718,000円を超える場合には、その控除後の給與の金額について、次の区分に応じて計算した金額

その年の保険料及び扶養控除後の給與の金額	税 額
718,000円超 1,068,000円以上 2,068,000円以上	1,068,000円未満 2,068,000円未満
給與の金額に48%を乗じて算出した金額から95,640円を控除した金額	給與の金額に53%を乗じて算出した金額から149,040円を控除した金額
給與の金額に55%を乗じて算出した金額から190,400円を控除した金額	

不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに、その年の保険料控除後の給與の金額及び扶養親族の数に応じて求めた税額から4,000円を控除した金額

(備考 税額の求め方)

- (1) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円以下で、且つ、その扶養親族の数が10人以下である者については、その年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円を超える場合には、2,000円)を控除し、その控除後の金額に給與の金額欄に該当する行を求め、その行とその者の申告された扶養親族の数に応じて求めた該当欄との交るところに記載されている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (2) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円以下で、且つ、扶養親族の数が10人を超える者については、その者のその年の給與所得の収入金額から、その者がその年中に支拂つた保険料の申告があれば、その申告に応じて支拂つた保険料の金額(その金額が2,000円を超える場合には、2,000円)を控除し、その控除後の給與の金額からその15%に相当する金額(その金額が30,000円を超える場合には、30,000円)を控除し、その控除後の金額について、扶養控除及び基礎控除をした後の金額を課税総所得金額とみなし、その金額に応じ、別表第一、第六條の規定による所得税額表に定められている金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。
- (3) その年の給與の金額から保険料控除及び扶養控除をした後の金額が718,000円を超える者については、その、控除後の給與の金額に応じて、税額欄に掲げる金額(不具者控除、老年者控除、寡婦控除又は勤労学生控除が認められる場合には、これらの控除が認められるごとに当該金額から4,000円を控除した金額)が、その求める税額である。

別表第四 退職所得の所得税源泉徴収額表（第十八條第一項の規定による所得
税源泉徴収額表）

退職所得（一）

給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額	給與の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満		以上	未満	
円 151,000	円未満	0	円 210,000	円 212,000	6,000	円 340,000	円 344,000	19,750	円 560,000	円 564,000	51,750
151,000	152,000	100	212,000	214,000	6,200	344,000	348,000	20,250	564,000	568,000	52,450
152,000	153,000	200	214,000	216,000	6,400	348,000	352,000	20,750	568,000	572,000	53,150
153,000	154,000	300	216,000	218,000	6,600	352,000	356,000	21,250	572,000	576,000	53,850
154,000	155,000	400	218,000	220,000	6,800	356,000	360,000	21,750	576,000	580,000	54,550
155,000	156,000	500	220,000	222,000	7,000	360,000	364,000	22,250	580,000	584,000	55,250
156,000	157,000	600	222,000	224,000	7,200	364,000	368,000	22,750	584,000	588,000	55,950
157,000	158,000	700	224,000	226,000	7,400	368,000	372,000	23,250	588,000	592,000	56,650
158,000	159,000	800	226,000	228,000	7,600	372,000	376,000	23,750	592,000	596,000	57,350
159,000	160,000	900	228,000	230,000	7,800	376,000	380,000	24,250	596,000	600,000	58,050
160,000	161,000	1,000	230,000	232,000	8,000	380,000	384,000	24,750	600,000	604,000	58,750
161,000	162,000	1,100	232,000	234,000	8,200	384,000	388,000	25,250	604,000	608,000	59,450
162,000	163,000	1,200	234,000	236,000	8,400	388,000	392,000	25,750	608,000	612,000	60,150
163,000	164,000	1,300	236,000	238,000	8,600	392,000	396,000	26,300	612,000	616,000	60,850
164,000	165,000	1,400	238,000	240,000	8,800	396,000	400,000	26,900	616,000	620,000	61,550
165,000	166,000	1,500	240,000	242,000	9,000	400,000	404,000	27,500	620,000	624,000	62,250
166,000	167,000	1,600	242,000	244,000	9,200	404,000	408,000	28,100	624,000	628,000	62,950
167,000	168,000	1,700	244,000	246,000	9,400	408,000	412,000	28,700	628,000	632,000	63,650
168,000	169,000	1,800	246,000	248,000	9,600	412,000	416,000	29,300	632,000	636,000	64,350
169,000	170,000	1,900	248,000	250,000	9,800	416,000	420,000	29,900	636,000	640,000	65,050
170,000	171,000	2,000	250,000	252,000	10,000	420,000	424,000	30,500	640,000	644,000	65,750
171,000	172,000	2,100	252,000	254,000	10,200	424,000	428,000	31,100	644,000	648,000	66,450
172,000	173,000	2,200	254,000	256,000	10,400	428,000	432,000	31,700	648,000	652,000	67,150
173,000	174,000	2,300	256,000	258,000	10,600	432,000	436,000	32,300	652,000	656,000	67,850
174,000	175,000	2,400	258,000	260,000	10,800	436,000	440,000	32,900	656,000	660,000	68,550
175,000	176,000	2,500	260,000	262,000	11,000	440,000	444,000	33,500	660,000	664,000	69,250
176,000	177,000	2,600	262,000	264,000	11,200	444,000	448,000	34,100	664,000	668,000	69,950
177,000	178,000	2,700	264,000	266,000	11,400	448,000	452,000	34,700	668,000	672,000	70,650
178,000	179,000	2,800	266,000	268,000	11,600	452,000	456,000	35,300	672,000	676,000	71,350
179,000	180,000	2,900	268,000	270,000	11,800	456,000	460,000	35,900	676,000	680,000	72,050
180,000	181,000	3,000	270,000	272,000	12,000	460,000	464,000	36,500	680,000	684,000	72,750
181,000	182,000	3,100	272,000	274,000	12,200	464,000	468,000	37,100	684,000	688,000	73,450
182,000	183,000	3,200	274,000	276,000	12,400	468,000	472,000	37,700	688,000	692,000	74,150
183,000	184,000	3,300	276,000	278,000	12,600	472,000	476,000	38,300	692,000	696,000	74,850
184,000	185,000	3,400	278,000	280,000	12,800	476,000	480,000	38,900	696,000	700,000	75,550
185,000	186,000	3,500	280,000	282,000	13,000	480,000	484,000	39,500	700,000	706,000	76,250
186,000	187,000	3,600	282,000	284,000	13,200	484,000	488,000	40,100	706,000	712,000	77,000
187,000	188,000	3,700	284,000	286,000	13,400	488,000	492,000	40,700	712,000	718,000	77,350
188,000	189,000	3,800	286,000	288,000	13,600	492,000	496,000	41,300	718,000	724,000	79,400
189,000	190,000	3,900	288,000	290,000	13,800	496,000	500,000	41,900	724,000	730,000	80,450
190,000	191,000	4,000	290,000	292,000	14,000	500,000	504,000	42,500	730,000	736,000	81,500
191,000	192,000	4,100	292,000	294,000	14,200	504,000	508,000	43,100	736,000	742,000	82,550
192,000	193,000	4,200	294,000	296,000	14,400	508,000	512,000	43,700	742,000	748,000	83,600
193,000	194,000	4,300	296,000	298,000	14,600	512,000	516,000	44,300	748,000	754,000	84,650
194,000	195,000	4,400	298,000	300,000	14,800	516,000	520,000	44,900	754,000	760,000	85,800
195,000	196,000	4,500	300,000	304,000	15,000	520,000	524,000	45,500	760,000	766,000	87,000
196,000	197,000	4,600	304,000	308,000	15,400	524,000	528,000	46,100	766,000	772,000	88,200
197,000	198,000	4,700	308,000	312,000	15,800	528,000	532,000	46,700	772,000	778,000	89,400
198,000	199,000	4,800	312,000	316,000	16,250	532,000	536,000	47,300	778,000	784,000	90,600
199,000	200,000	4,900	316,000	320,000	16,750	536,000	540,000	47,900	784,000	790,000	91,800
200,000	202,000	5,000	320,000	324,000	17,250	540,000	544,000	48,500	790,000	796,000	93,000
202,000	204,000	5,200	324,000	328,000	17,750	544,000	548,000	49,100	796,000	802,000	94,200
204,000	206,000	5,400	328,000	332,000	18,250	548,000	552,000	49,700	802,000	808,000	95,400
206,000	208,000	5,600	332,000	336,000	18,750	552,000	556,000	50,350	808,000	814,000	96,600
208,000	210,000	5,800	336,000	340,000	19,250	556,000	560,000	51,050	814,000	820,000	97,800

給與の金額			税額	給與の金額			税額	給與の金額			税額	給與の金額			税額
以上	未満			以上	未満			以上	未満			以上	未満		
円 820,000	円 826,000	円 99,000		円 910,000	円 916,000	円 117,000		円 1,000,000	円 1,150,000	給與の金額に20%を乗じて算出した金額から56,000円を控除した金額		円 4,150,000	円 10,150,000	給與の金額に27.5%を乗じて算出した金額から251,250円を控除した金額	
826,000	832,000	100,200		916,000	922,000	118,200									
832,000	838,000	101,400		922,000	928,000	119,400									
838,000	844,000	102,600		928,000	934,000	120,600									
844,000	850,000	103,800		934,000	940,000	121,800									
850,000	856,000	105,000		940,000	946,000	123,000		円 1,150,000	円 2,150,000	給與の金額に22.5%を乗じて算出した金額から93,750円を控除した金額		円 10,150,000	円以上	給與の金額に30%を乗じて算出した金額から505,000円を控除した金額	
856,000	862,000	106,200		946,000	952,000	124,200									
862,000	868,000	107,400		952,000	958,000	125,400									
868,000	874,000	108,600		958,000	964,000	126,600									
874,000	880,000	109,800		964,000	970,000	127,800									
880,000	886,000	111,000		970,000	976,000	129,000		円 2,150,000	円 4,150,000	給與の金額に25%を乗じて算出した金額から147,500円を控除した金額					
886,000	892,000	112,200		976,000	982,000	130,200									
892,000	898,000	113,400		982,000	988,000	131,400									
898,000	904,000	114,600		988,000	994,000	132,600									
904,000	910,000	115,800		994,000	1,000,000	133,800									

財産税法の一部を改正する法律案
財産税法の一部を改正する法律
財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「民法第五十一條」を「民法第九百五十一條」に改める。

第二十五條第一項中「地租法第八條又は家屋税法第六條」を「旧地租法第八條又は旧家屋税法第六條」に改める。

第四十六條第五項中「五年間」の下に「（第三十八條第一項第一号又は第三十九條第一項の規定により提出すべき申告書に係る課税価格の更正又は決定については、第三十四條に規定する財産の価額又は債務の金額を算定することができることとなつた日後三年間）」を加える。

第五十一條から第五十四條までを次のように改める。

第五十一條乃至第五十四條 削除

第六十三條を次のように改める。

第六十三條 削除

第七十四條第二項中「法人税法」を「旧法人税法（昭和十五年法律第二十五号）」に改める。

附則第三項及び第四項を削る。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 臨時財産調査令（昭和二十一年勅令第八十五号）は、廃止する。

3 財産税について納税義務のあつた者（財産税法第三十四條に規定する財産の価格又は債務の金額を課税価格の計算の基礎に算入する

ことに因り納税義務のあることとなる者を含む。の)有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までの規定により申告しなければならない財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについては、この法律施行後においても、なお同令第二條から第四條までの例により申告することができる。

4 前項に規定する財産又は契約については、旧臨時財産調査令第九條及び第十條の規定は、なおその効力を有する。但し、前項の規定による申告をしたものについては、この限りでない。

5 第三項に規定する者以外の者は、その有する旧臨時財産調査令第二條から第四條までに規定する財産又は契約でこの法律施行の際申告していないものについて権利を行使しようとするときは、大蔵省令で定めるところにより、財産税について納税義務のない旨を証する書面を呈示しなければならない。

6 第三項の規定による申告があつた場合においては、税務署長は、当該申告に係る財産又は契約に関する権利(既に第三項の規定により申告された財産又は契約に関する権利がある場合にはこれを含み、財産税法第三十四條に規定する財産を除く。)について財産税法第三章の規定により評価した価額を同法第二十三條に規定する課税価格の計算の基礎に算入して同條及び同法第二十四條の規定により算出した税額と同法により賦課さ

れた又は賦課されるべき税額（既にこの項の規定により徴収されることとなつた税額があるときは当該税額を加算した税額）との差額に相当する額の財産税を徴収する。

法人税法の一部を改正する法律案
法人税法の一部を改正する法律
法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九條の九中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第十條第二項及び第二項中「所得税法第十八條の下に」又は「所得税法の臨時特例に關する法律第十九條第一項」を加える。

第十七條第一項第一号を次のように改める。

一 各事業年度の所得
第五條第一項各号及び第九條第六項に掲げる法人
所得金額の百分の三十五
その他の法人
所得金額の百分の四十二
第十九條第二項中「前項本文」を「第一項本文」に改め、同條第六項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

合併に因り存続した法人の事業年度が六箇月をこえ、前事業年度中（前事業年度開始の日を除く。）又は当該事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併がなされた場合において、当該法人につき前項の規定を適用する場合には、

同項の、当該法人の当該事業年度開始の日から七箇月を経過した日の前日までに前事業年度の法人税として納付した税額又は納付すべきことが確定した税額には、その合併に因り消滅した法人の合併と同時に終了した事業年度直前の事業年度の法人税として同日までに当該合併法人又は被合併法人が納付した若しくは納付すべきことが確定した税額（以下被合併法人の確定法人税額という。）を含むものとし、同項本文の申告書に記載すべき法人税額は、同項本文の規定により申告書に記載すべき法人税額とその被合併法人の確定法人税額に六（当該合併法人の当該事業年度開始の日から六箇月の期間内に合併がなされたときは当該期間のうちその合併後の期間の月数）を乗じて被合併法人の確定法人税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額との合計額による。

第二十条第一項中「若しくは新たに外国法人」を又は新たな外国法人に、「その設立後若しくは」を「その設立後又は」に改め、「又は合併後存続する内国法人のその合併の日を含む事業年度に続く事業年度が六箇月をこえる場合（その合併が合併の日を含む事業年度開始の日においてなされたものである場合を除く。）若しくは合併後存続する内国法人の六箇月をこえる事業年度開始の日から六箇月の期間内にその合併があつた場合及び」又はその合併後存続する内国法人を削り、同條第二項中「前條第四項」を「前條第五項」に改める。

第二十四條第三項中「第二十六條

の三を第二十六條の四」に改める。

第二十五條第五項中「命令の規定」を「命令の規定」に改める。

第二十六條第二項中「同條第五項」を「同條第六項」に改め、同條第三項中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

第二十六條の二第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第二十六條の三第三項中「前條第三項」を「第二十六條の二第三項」に改め、同條を第二十六條の四とし、第二十六條の二の次に次の一條を加える。

第二十六條の三 第二十六條の規定により法人税（清算中に終了した各事業年度の法人税を除く。）を納付しなければならない法人が、当該法人税額の二分の一に相当する金額以下の法人税額について、当該法人税額に係る第十八條第一項、第十九條第一項、第二十條第一項又は第二十一條第一項に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を政府に提出したときは、政府は、当該税額については、当該提出期限から三箇月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、その徴収を猶予する。

前項の申請書には、申請法人の名称、納税地、代表者の氏名（外国法人にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者）、徴収の猶予を受けようとする法人税額及び徴収の猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

政府は、国税徴収法第七條の三の規定による場合の外、法人が第一項の規定により徴収を猶予された税額に係る法人税額のうち徴収を猶予された税額以外の税額を納期限内に完納しなかつたときは、その徴収を猶予された税額について徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収することが出来る。

第二十八條に次の但書を加える。

但し、第二十六條の三第一項の規定により徴収を猶予された法人税については、その徴収を猶予した期間内に完納しなかつた場合でなければ、これを督促することが出来ない。

第二十九條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第三十條中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

第三十一條の二第一項及び第三十三條第二項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第三十七條第二項中「第三十五條第六項」を「第三十五條第五項」に改める。

第三十九條中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第四十二條第二項第一号中「完納しなかつた場合」の下に「（第二十六條の三第一項の規定により徴収を猶予されたため納付しなかつた場合を含む。）」を加え、同條第三号中「第十八條第一項本文」の下に「第十九條第一項」を加え、同條第四号中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改め、同條第五項に次の但書を加える。

但し、第二十六條の三第一項の

規定により徴収を猶予された税額に係る利子税額については、その徴収を猶予した期間内に当該利子税額を完納しなかつた場合でなければその納付を督促することが出来ない。

第四十三條第一項及び第四十三條の二第二項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

第四十八條第一項及び第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

第四十九條第一号中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 改正後の法人税法の規定（第十九條及び第二十條の規定を除く。）は、法人の昭和二十七年一月一日以後終了する事業年度の法人税から適用し、法人の同日前に終了した事業年度の法人税については、なお従前の例による。但し、改正後の法人税法第二十六條の三、第二十八條及び第四十二條の規定は、法人の昭和二十六年九月一日以後に終了する事業年度の法人税から適用する。

3 この法律施行後法人が昭和二十七年一月一日以後最初に終了する事業年度分について第十九條の規定による申告書を提出する場合においては、同條に規定する前事業年度の法人税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額のうち各事業年度の所得に對する法人税額は、同條の規定にかかわらず、当該法人税額に

四十二を乗じて三十五で除して計算した金額とする。

4 法人税法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の二部を次のように改正する。

附則第十五項中「同條第七項」を「同條第八項」に改める。

5 法人税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

6 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七條ノ三第一項を削り、同條第二項中「前項ニ依り徴収ヲ為ス」を「前條ニ依り徴収セラルル」に改め、同條を第七條ノ四とし、第七條ノ二の次に次の一條を加える。

第七條ノ三 第七條、第三十一條ノ二第三項（第三十一條ノ三第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ法人税法其ノ他ノ法律ニ依リ国税及其ノ滯納処分費ニ付徴収ノ猶予ヲ受ケタル者左ノ場合ニ該當スルトキハ政府ハ其ノ徴収ノ猶予ヲ取消シ之ヲ一時ニ徴收スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ緊急ノ必要アル場合ヲ除クノ外予メ其徴收ノ猶予ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ受ケタル者ノ弁明ヲ開クコトヲ要ス但シ其ノ者ガ正當ノ事由無クシテ弁明ヲ為サザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 分割徴収ヲ認メタル国税及滯納処分費ノ期限内ニ納付セザルトキ

二 担保ノ提供又ハ変更其ノ他担保ニ関スル政府ノ求ニ応ゼザルトキ

三 徴收ノ猶予ヲ受ケタル者ノ資力其ノ他ノ事情ノ変化ニ因リ其ノ猶予ヲ為スコト不適当ト認メラルトキ

四 第四條ノ一各号ノ事由生ジタル場合ニシテ其ノ徴收ヲ猶予シタル期限ニ到リ其ノ徴收ヲ猶予シタル国税及滞納処分費ノ徴收ヲ完スルコト能ハズト認メラルトキ

第三十一條ノ六第四項中「第十九條第五項」を「第十九條第六項」に改める。

7 国税徴收法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

8 国税徴收法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第七條ノ三」を「第七條ノ四」に改める。

附則第十一項中「第二十六條の三」を「第二十六條の四」に改める。

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計から繰入金に関する法律案

一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計から繰入金に関する法律

政府は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十六年度において、資金運用部特別会計の積立金の

一般会計に繰り入れることができ

附 則

この法律は、公布の日から施行す

昭和二十六年十一月七日印刷

昭和二十六年十一月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁